

赤井川村地域防災計画

【原子力防災計画 資料編】

令和4年3月

赤井川村防災会議

〔目 次〕

原子力防災計画 資料編

第1章 総則	3
資料1-4-1 泊発電所施設の状況及び周辺地域図	3
資料1-7-1 防災関係機関及び窓口一覧	7
第2章 原子力災害事前対策	11
資料2-2-1 広域的な応援協力体制	11
資料2-2-2 広域応援協定	13
資料2-2-3 北海道原子力防災センター概要	17
資料2-3-1 災害時における協力体制に関する協定書	19
資料2-4-1 村、道、関係町村等の通信連絡設備の整備状況	21
資料2-5-1 緊急時モニタリング要員及び緊急時モニタリング車両	24
資料2-6-1 安定ヨウ素剤の配備状況	25
資料2-7-1 防災資機材の整備状況	26
資料2-8-1 泊発電所に関する資料	27
資料2-8-2 人口に関する資料	28
資料2-8-3 観光客及び宿泊施設に関する資料	29
資料2-8-4 道路及び陸上輸送に関する資料	30
資料2-8-5 ヘリポート及び航空輸送に関する資料	35
資料2-8-6 報道機関及び広報施設等に関する資料	37
資料2-8-7 避難者受入施設に関する資料	38
資料2-8-8 医療施設等に関する資料	39
資料2-8-9 保育所、学校、高齢者福祉施設に関する資料	41
資料2-8-10 飲料水及び農林水産物に関する資料	42
資料2-8-11 気象等に関する資料	44
第3章 緊急事態応急対策	49
資料3-1-1 泊発電所異常事態通報様式	49
資料3-1-2 原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象の連絡基準	59
資料3-1-3 原災法第10条第1項に基づく通報基準	63
資料3-1-4 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準	65
資料3-2-1 赤井川村災害対策本部条例	67
資料3-5-1 緊急時における防護措置の概要	68
資料3-5-2 防護対策区域図	69
資料3-5-3 避難先	70
資料3-5-4 避難経路	70
資料3-5-5 避難退域時検査場所候補地一覧	71
資料3-5-6 浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数	72
資料3-5-7 村職員・消防職（団）員数等	74
資料3-5-8 農林水産物関係の防災対策に当たる職員等	74
資料3-7-1 緊急輸送車両状況	75

第4章 原子力災害中長期対策	76
資料4-6-1 被災地住民登録様式	76

第1章 総則

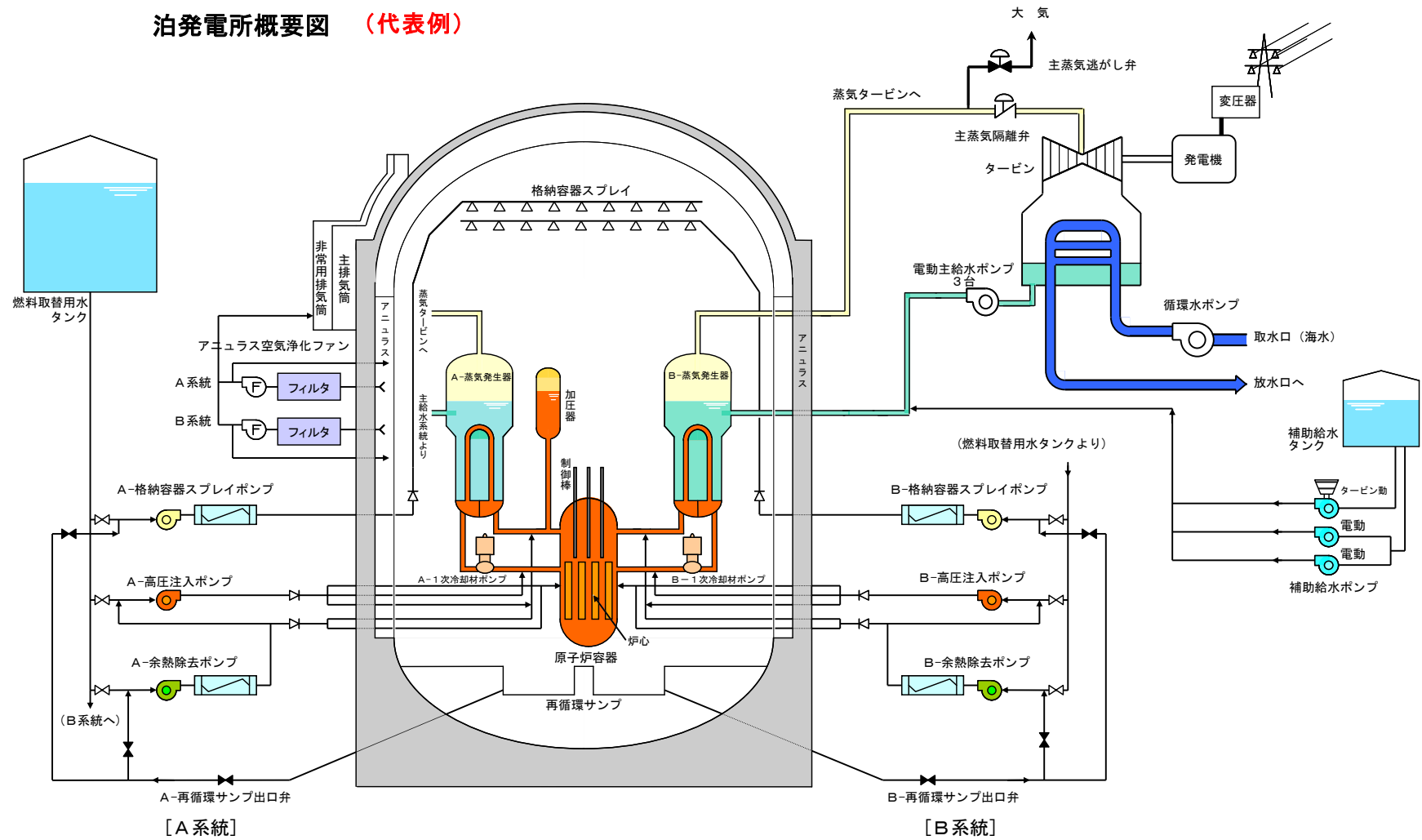
資料1-4-1 泊発電所施設の状況及び周辺地域図

1. 施設の概要

区 分		1号機	2号機	3号機	
位 置		北海道古宇郡泊村大字堀株村			
用 地 面 積		約 135 万㎡（3号機土地造成 海面埋立地含む。）			
原子炉	型 式	軽水減速軽水冷却加圧水型			
	熱 出 力	約 1,650MW	約 1,650MW	約 2,660MW	
	圧 力 ・ 出 口 温 度	約 15.4MPa・約 323℃		約 15.4MPa・約 325℃	
	燃 料 初装荷	種 類	低濃縮ウラン		
		濃 縮 度	約 2.3%~3.4%		約 1.6%~4.4%
		燃 料 集 合 体	121 体		157 体
	装 荷 量	ウラン重量約 48.5t		ウラン重量約 74t	
圧 力 容 器	型 式	たて置円筒上下半球鏡容器型			
	寸 法	内径約 3.4m×全高約 11.5m ×最小肉厚約 110mm(下部半球鏡部)		内径約 4.0m×全高約 12m ×最小肉厚約 130mm(下部半球鏡部)	
格納容器	型 式	上部半球形下部さら形鏡円筒型			
タービン	型 式	串型 3 車室 4 分流排気再熱再生式			
	出 力	579,000kw		912,000kw	
	回 転 数	1500 回転/分			
	蒸 気 流 量	約 3,260t/時		約 5,000t/時	
発 電 機	型 式	横置・円筒回転界磁形・全閉自己通風・3 相同期発電機			
	容 量	650,000KVA		1,020,000KVA	
主変圧器	種 類	屋外無圧密封式			
	容 量	620,000KVA		950,000KVA	
	電 圧	1 次: 19KV		1 次: 21KV	
2 次: 275KV		2 次: 275KV			
電調審承認年月日		昭和 57 年 3 月 26 日		平成 12 年 10 月 20 日	
原子炉設置許可年月日		昭和 59 年 6 月 14 日		平成 15 年 7 月 2 日	
着工年月日		昭和 59 年 8 月 30 日		平成 15 年 11 月 21 日	
営業運転開始年月日		平成元年 6 月 22 日	平成 3 年 4 月 12 日	平成 21 年 12 月 22 日	

2. 泊発電所プラント図

泊発電所概要図 (代表例)



— 4 —

3. 泊発電所周辺地域図



4. 泊発電所周辺地域図（原子力災害対策重点区域）



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平29情使、第30号)

資料 1 - 7 - 1 防災関係機関及び窓口一覧

(関係省庁)

機 関 名	所 在 地	電話番号
原子力規制委員会原子力規制庁 原子力防災課	東京都港区六本木 1-9-9	03-5114-2121
文部科学省科学技術・学術政策局 放射線対策課放射線環境対策室	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2	03-6734-4038
消防庁国民保護・防災部防災課 消防庁予防課特殊災害室	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	03-5253-7525 03-5253-7528
警察庁警備局警備課	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	03-3581-0141
海上保安庁警備救難部 環境防災課	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	03-3591-9819
気象庁総務部企画課	東京都千代田区大手町 1-3-4	03-3214-7902
防衛省運用企画局事態対処課	東京都新宿区市谷本村町 5-1	03-5269-3246
内閣府政策統括官付参事官 (災害応急対策担当) 付	東京都千代田区永田町 1-6-1	03-3501-5695
厚生労働省 大臣官房厚生科学課	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2	03-3595-2171
農林水産省大臣官房 食料安全保障課	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1	03-3501-3964
内閣官房 (内閣官房副長官補 (安全保障・危機管理担当) 付)	東京都千代田区永田町 1-6-1	03-3581-6466
内閣官房内閣情報調査室 内閣情報集約センター	東京都千代田区永田町 1-6-1	03-3508-1085

(関係町村)

機 関 名	所 在 地	電話番号
寿都町	北海道寿都郡寿都町字渡島町 140-1	0136-62-2511
蘭越町	北海道磯谷郡蘭越町 258-5	0136-57-5111
ニセコ町	北海道虻田郡ニセコ町字富士見 47	0136-44-2121
俱知安町	北海道虻田郡俱知安町北 1 条東 3 丁目 3	0136-22-1121
共和町	北海道岩内郡共和町南幌似 38-2	0135-73-2011
岩内町	北海道岩内郡岩内町字清住 258	0135-62-1011
泊村	北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別 191-7	0135-75-2021
神恵内村	北海道古宇郡神恵内村大字神恵内村 81-4	0135-76-5011
積丹町	北海道積丹郡積丹町大字美国町時船潤 48	0135-44-2111
古平町	北海道古平郡古平町大字浜町 40-4	0135-42-2181
仁木町	北海道余市郡仁木町西町 1 丁目 36-1	0135-32-3953
余市町	北海道余市郡余市町朝日町 26	0135-21-2111

(道)

機 関 名	所 在 地	電話番号
北海道庁	北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	011-231-4111

(警察)

機 関 名	所 在 地	電話番号
北海道警察本部	北海道札幌市中央区北 2 条西 7 丁目	011-251-0110
余市警察署	北海道余市郡余市町朝日町 27	0135-22-0110

(道出先機関)

機 関 名	所 在 地	電話番号
北海道 後志総合振興局	北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-22-1111
北海道 原子力環境センター	北海道岩内郡共和町宮丘 261	0135-74-3131
北海道後志総合振興局 保健環境部保健行政室 余市支所	北海道余市郡余市町朝日町 12	0135-23-3104
北海道後志総合振興局 小樽建設管理部事業課	小樽市朝里川温泉 2 丁目 745	0134-54-7670

(指定地方行政機関)

機 関 名	所 在 地	電話番号
小樽開発建設部 小樽道路事務所	北海道小樽市長橋 4 丁目 14-34	0134-22-9116
北海道財務局 小樽出張所	北海道小樽市港町 5-2	0134-23-4103
北海道森林管理局 石狩森林管理署	北海道札幌市中央区南 9 条西 23 丁目 1-10	011-563-6111
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西 10 丁目	011-290-2711
札幌管区气象台	北海道札幌市中央区北 2 条西 18 丁目 2	011-611-3217
北海道労働局 小樽労働基準監督署	小樽市港町 5-2 小樽地方合同庁舎 3 階	0134-33-7651

(消防機関)

機 関 名	所 在 地	電話番号
北後志消防組合 消防本部	北海道余市郡余市町黒川町 6 丁目 25-2	0135-23-3759
北後志消防組合 赤井川支署	北海道余市郡赤井川村字赤井川 260-2	0135-34-6033

(自衛隊)

機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊 北部方面隊	北海道札幌市中央区南 26 条西 10 丁目	011-511-7116
陸上自衛隊 第 11 特科隊	北海道札幌市南区真駒内 17	011-581-3191 (2681)

(指定公共機関)

機 関 名	所 在 地	電話番号
日本郵便株式会社 余市郵便局	北海道余市郡余市町大川町 6-31	0135-22-3733
日本郵便株式会社 赤井川郵便局	北海道余市郡赤井川村赤井川 84-26	0135-34-6600
東日本電信電話株式会社 北海道事業部	北海道札幌市中央区北一条西 4 丁目 2-4	011-212-4466
株式会社 N T T ドコモ 北海道支社	北海道札幌市中央区北 1 条西 14 丁目 6	011-242-6830
日本放送協会 札幌放送局	北海道札幌市中央区大通西 1-1	011-232-4000
日本通運株式会社 小樽支店物流センター	北海道小樽市色内 3 丁目 11-4	0134-23-5150

(指定地方公共機関)

機 関 名	所 在 地	電話番号
社団法人余市医師会	余市郡余市町大川町 20 丁目 5-8 ながい小児科医院内	0135-23-6881
社団法人北海道バス協会	札幌市中央区北 1 条西 19 丁目 2	011-621-4161

(電力会社)

機 関 名	所 在 地	電話番号
北海道電力株式会社	北海道札幌市中央区大通東 1 丁目	011-251-1111
北海道電力株式会社 泊発電所	北海道古宇郡泊村大字堀株村 726	0135-74-2291

(公共的団体)

機 関 名	所 在 地	電話番号
新おたる農業協同組合 赤井川事業所	北海道余市郡赤井川村字赤井川 285	0135-34-6311
赤井川村商工会	北海道余市郡赤井川村字赤井川 83-3	0135-34-6755

第2章 原子力災害事前対策

資料2-2-1 広域的な応援協力体制

1. 原子力施設の災害の場合に派遣する専門家

(令和3年4月1日現在)

職名	専門又は任務	所在地
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	原子炉工学 核燃料工学 臨界・遮へい安全評価 輸送 この分野から1～2名程度	茨城県等
理事長があらかじめ指名している指名専門家 ^{※1}	環境モニタリング 環境影響評価 個人被ばく評価 放射線管理 この分野から1～2名程度	
国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計測標準研究部門 量子放射科 研究科長	放射線計測	茨城県
一般財団法人 電力中央研究所 原子力技術研究所 所長	原子力工学	東京都

※1 指名専門家：指定公共機関として、原子力緊急時において応急対策のための技術的検討を円滑かつ適切に遂行するため、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事長があらかじめ指名している専門家

(専門分野：原子炉工学、核燃料工学、臨界・遮へい安全評価、輸送、環境モニタリング、環境影響評価、個人被ばく評価、放射線管理の8分野、約120名程度を指名)

2. 緊急モニタリング要員及び機材

(令和3年4月1日現在)

組織	要員	機材								
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 緊急時連絡先 (24時間体制) 原子力緊急時支援・ 研修センター 029-264-2681 (直)	緊急時モニタリング要員 約10名	1 サーベイメータ 80台 2 モニタリングカー 2台 3 集じん器 5台 4 ヨウ素サンブラ 5台 5 ホールボディカウンタ車 2台 6 体表面測定車 2台 7 現場指揮車 1台								
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 緊急時連絡先 安全管理部次長 043-382-8001 (代表) 043-382-8053 (直)	理事長があらかじめ指定している緊急モニタリング要員 約9名	1 サーベイメータ 10台 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">γ線用</td> <td style="padding: 0 5px;">2台</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">β・γ線用</td> <td style="padding: 0 5px;">4台</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">α線用</td> <td style="padding: 0 5px;">2台</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">中性子線用</td> <td style="padding: 0 5px;">2台</td> </tr> </table> 2 可搬型γ線エリアモニタ 3台 3 可搬型α線ダストモニタ 3台 4 可搬型β線ダストモニタ 3台 5 集じん器 3台	γ線用	2台	β・γ線用	4台	α線用	2台	中性子線用	2台
γ線用	2台									
β・γ線用	4台									
α線用	2台									
中性子線用	2台									

3. 緊急被ばくに係る医療チーム

(令和3年4月1日現在)

職 名		任 務	担 当
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	理事長があらかじめ指名している専門家 5名	医療活動 指導・協力	被ばく医療 線量評価 放射線防護等
公益財団法人 放射線影響研究所	分子生物科学部研究員		計測

資料 2 - 2 - 2 広域応援協定

災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、道内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第 67 条第 1 項及び第 68 条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第 86 条の 8 第 1 項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が適用される事態に準用する。

（応援等の種類）

第 2 条 応援等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 災害応急対策に従事する職員の派遣
- （2） 災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん
- （3） 被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん
- （4） 広域一時滞在等による被災住民の受入れ
- （5） 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第 3 条 応援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第 4 条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第 5 条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援等の要請の区分）

第 6 条 応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請

(応援等の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
 - (2) 職員の職種別人員
 - (3) 車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数
 - (4) 資機材及び物資等の品名、数量等
 - (5) 受入れを求める被災住民の人数等
 - (6) 応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路
 - (7) 応援等の期間
 - (8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項
- 2 応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあつてはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあつてはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。
- 3 前2項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあつては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援等の経費の負担)

- 第8条 応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。
- 2 応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

- 第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であつて必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。
- 2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があつたものとみなす。
- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第 11 条 この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第 42 条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 35 条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。

2 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

3 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

平成 20 年 6 月 10 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自 1 通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成 27 年 3 月 31 日

北海道

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道市長会

北海道市長会長 田 岡 克 介

北海道町村会

北海道町村会長 寺 島 光一郎

別 表

地 域 区 分	構 成 市 町 村
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町
石狩振興局	石狩振興局管内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町
日高振興局	日高振興局管内の町
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町
檜山振興局	檜山振興局管内の町
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村
留萌振興局	留萌振興局管内の市町村
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
根室振興局	根室振興局管内の市町

資料 2 - 2 - 3 北海道原子力防災センター概要

1. 施設名称

北海道原子力防災センター

2. 所在地

岩内郡共和町南幌似 141-1 (泊原子力発電所から約 10 km)

3. 緊急事態応急対策拠点施設の指定

平成 27 年 8 月 3 日に内閣総理大臣が、原子力災害対策特別措置法第 12 条の規定に基づき、緊急事態応急対策拠点施設として指定。

4. 施設概要

(1) 施設規模

鉄筋コンクリート造 3 階建延べ床面積：約 2,700 m² 駐車場：約 120 台

(2) 施設内容

- 1 階：泊原子力規制事務所、北海道地方放射線モニタリング対策官事務所、被ばく管理室、前処理室、計測室、資料保管庫等
- 2 階：各機能班、全体会議室、緊急時モニタリングセンター、システム機械室等
- 3 階：プレスルーム

(3) 施設用地

約 11,083 m²

5. 設備概要

電話／FAX／パソコン／複写機／TV会議システム／各種情報表示システム／緊急時対策支援システム (ERS)

6. 代替施設

(1) 設置根拠

原子力災害対策特別措置法施行規則第 16 条 (緊急事態応急対策拠点施設の要件)
緊急事態応急対策拠点施設が使用できない場合にこれに代替することができる施設が当該緊急事態応急対策拠点施設からの移動が可能な場所に存在すること。

(2) 施設名称及び所在地

① 名称 喜茂別町農業環境改善センター

住所 虻田郡喜茂別町字伏見 264-4

○北海道原子力防災センターからの直線距離 約 44km

○会議室面積 約 324 m² (20m×16.2m)

○近郊ヘリポート

施設名 旧喜茂別中学校グラウンド

所在地 虻田郡喜茂別町字伏見 272-2

面積 約 23,000 m² (230m×100m)

管理者 喜茂別町

喜茂別町農業環境改善センターから約 300m (南東方向)

② 名 称 寿都町総合文化センター

住 所 寿都郡寿都町字開進町 187-1

○北海道原子力防災センターからの直線距離 約 36km

○会議室面積 約 1,324 m² (34.4m×38.5m)

○近郊へリポート

施設名 寿都町防災広場

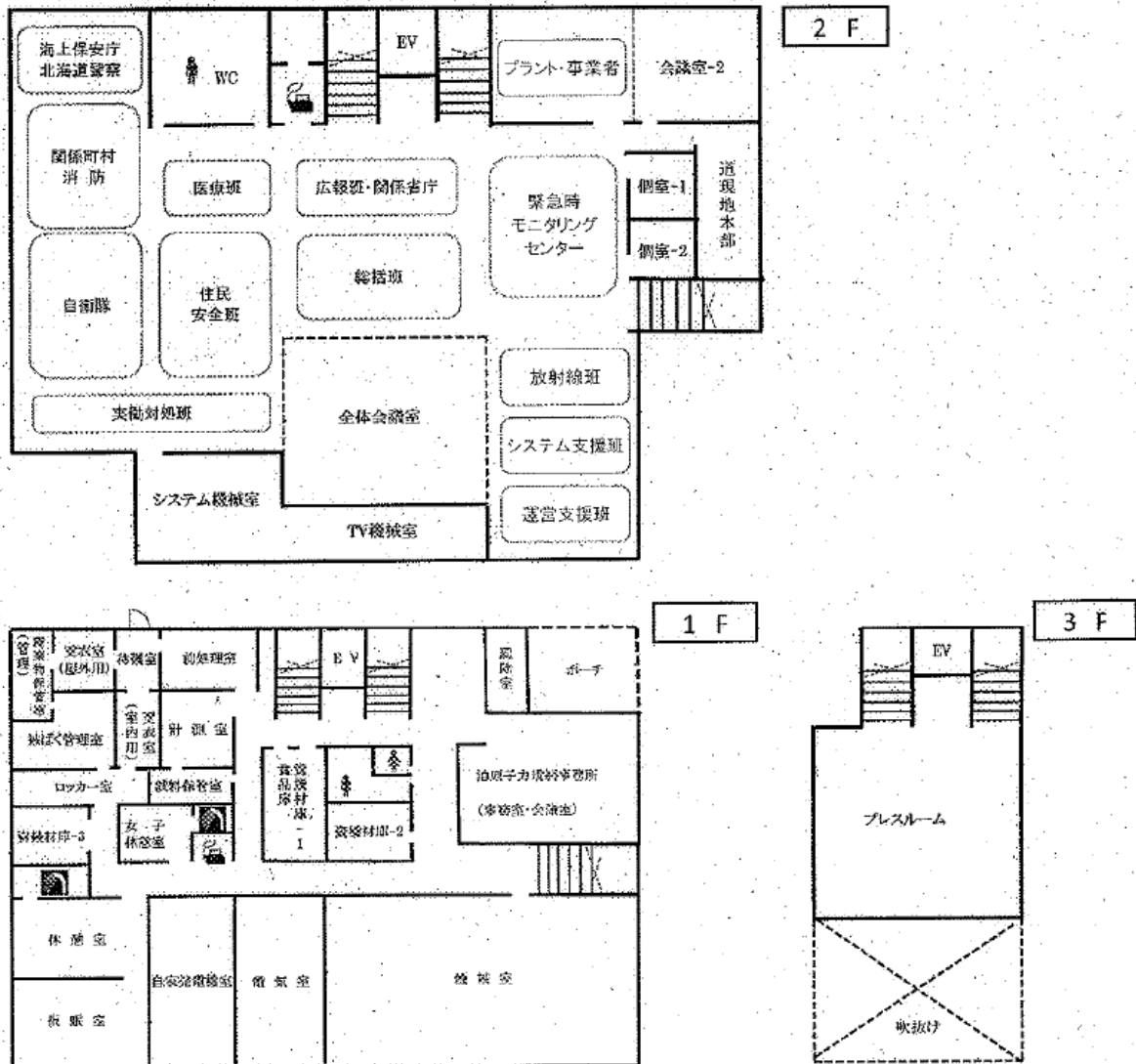
所在地 寿都郡寿都町字渡島町 126-1

面 積 約 1,296 m² (36m×36m)

管理者 寿都町

寿都町総合文化センターから約 100m (南東方向)

北海道原子力防災センター平面図



資料 2 - 3 - 1 災害時における協力体制に関する協定書

災害時における協力体制に関する協定書

赤井川村（以下「甲」という。）とキロロホールディングス株式会社及びその関連会社である株式会社キロロホテルズ並びに株式会社キロロアソシエイツ（以下「乙」という。）は、赤井川村内で地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、赤井川村地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、災害時に甲からの要請に基づき、次の各号に掲げる事項について協力するものとする。

- （1）避難所として、乙の施設及び敷地（以下「ホテル施設等」という。）の提供
- （2）避難者に対する飲料水、食事及び寝具の提供
- （3）復旧活動におけるホテル施設等の提供
- （4）前各号に掲げるもののほか、甲乙協議により必要と認められる事項

（協力要請）

第3条 甲は、前条の規定により乙へ協力を要請する必要がある場合には、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、事後に文書を提出するものとする。

- （1）協力要請の内容
- （2）提供を必要とするホテル施設等
- （3）協力要請の日時及び期間
- （4）その他必要な事項

2 甲は、乙に前項により協力を要請する場合は、甲においては総務課長、乙においては株式会社キロロアソシエイツ総務部長を通じて行うものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から前条の規定による協力要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り協力するものとする。ただし、やむを得ない事情により協力要請に応じることができない場合は、この限りでない。

（施設等提供期間）

第5条 第2条の規定によるホテル施設等の提供期間は、原則として災害発生直後の初動期間（1週間程度）とし、村民等が自宅に帰宅し、又は赤井川村が指定する施設に移動するまでの期間とする。ただし、これを超えて使用する場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(原状回復)

第6条 甲は、第2条の規定によるホテル施設等の使用が終了したときは、直ちに使用した場所を原状に回復し、乙に返還するものとする。

(経費の負担)

第7条 第2条の規定による協力を要した経費は、原則として甲が負担するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年9月12日までとする。ただし、期間満了の日の3カ月前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書4通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年9月13日

甲 余市郡赤井川村字赤井川74番地2
赤井川村
赤井川村長 赤 松 宏

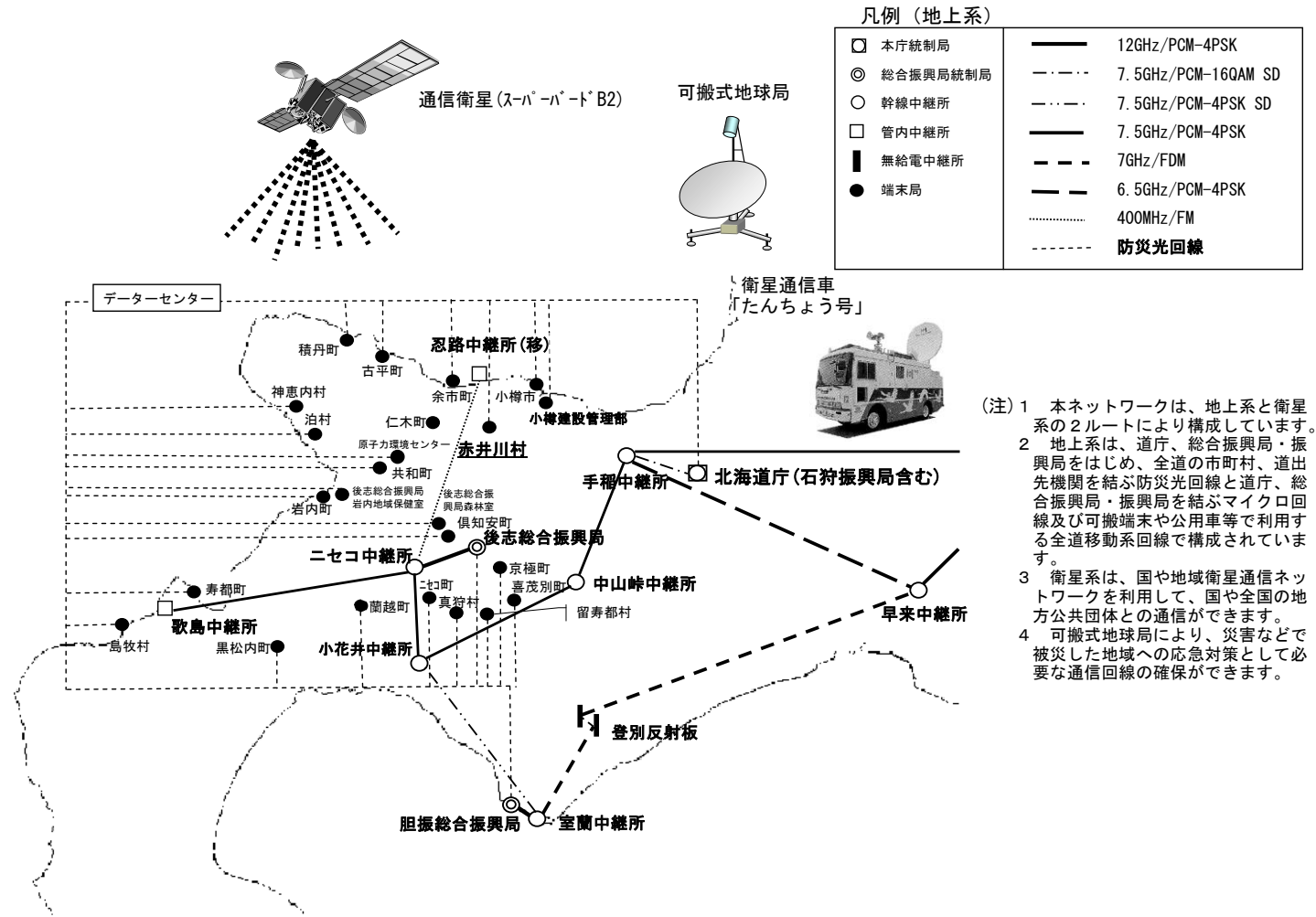
乙 札幌市北区北7条西4丁目5番地1
キロロホールディングス株式会社
代表取締役 チャイニッド・アタヤンサクン

余市郡赤井川村字常盤128番地1
株式会社キロロホテルズ
代表取締役 森 田 栄 三

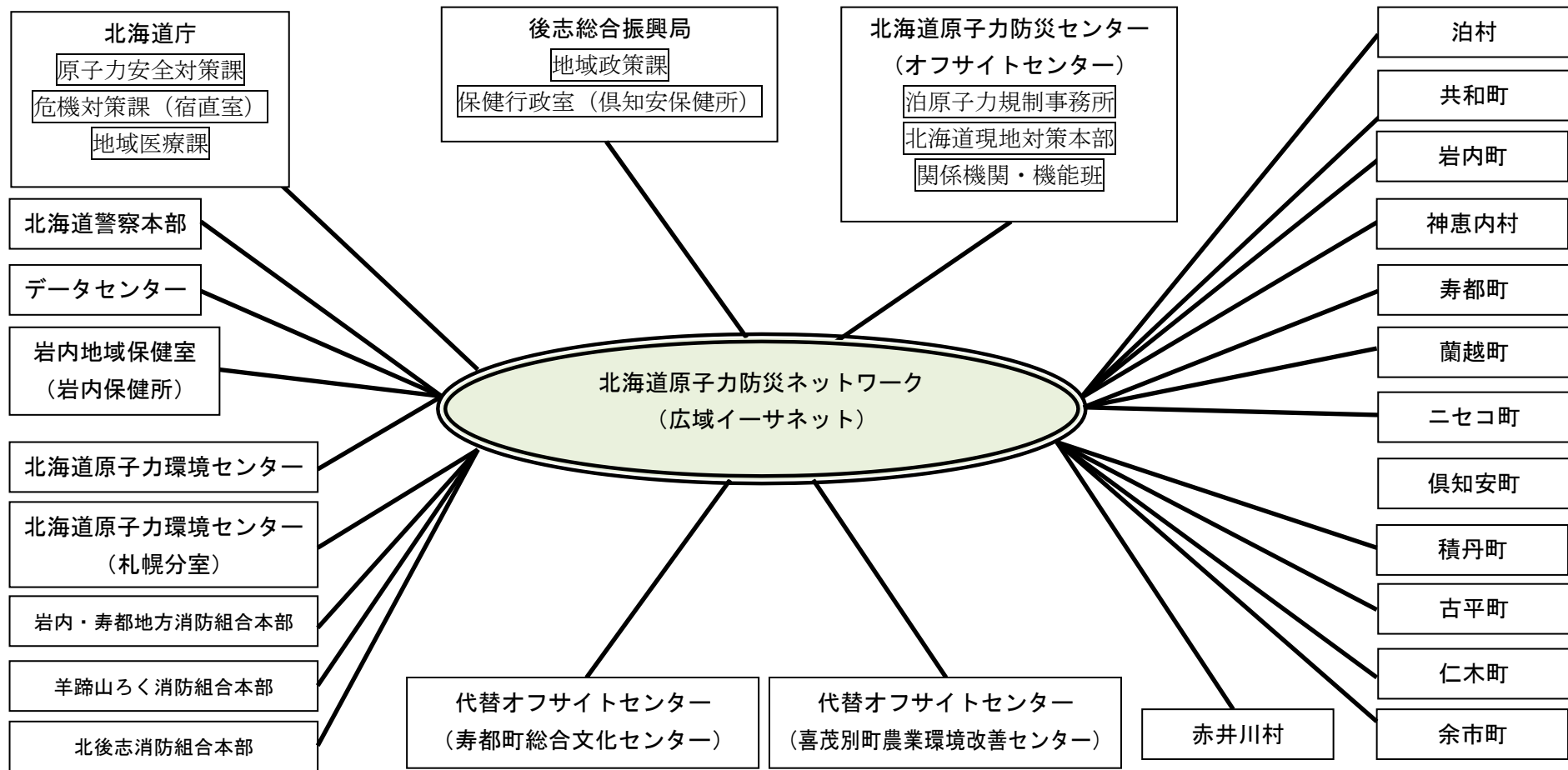
余市郡赤井川村字常盤128番地1
株式会社キロロアソシエイツ
代表取締役 マッケンジー・イアン・ドナルド

資料2-4-1 村、道、関係町村等の通信連絡設備の整備状況

1. 北海道総合行政情報ネットワーク系統図（後志総合振興局関係分抜粋）

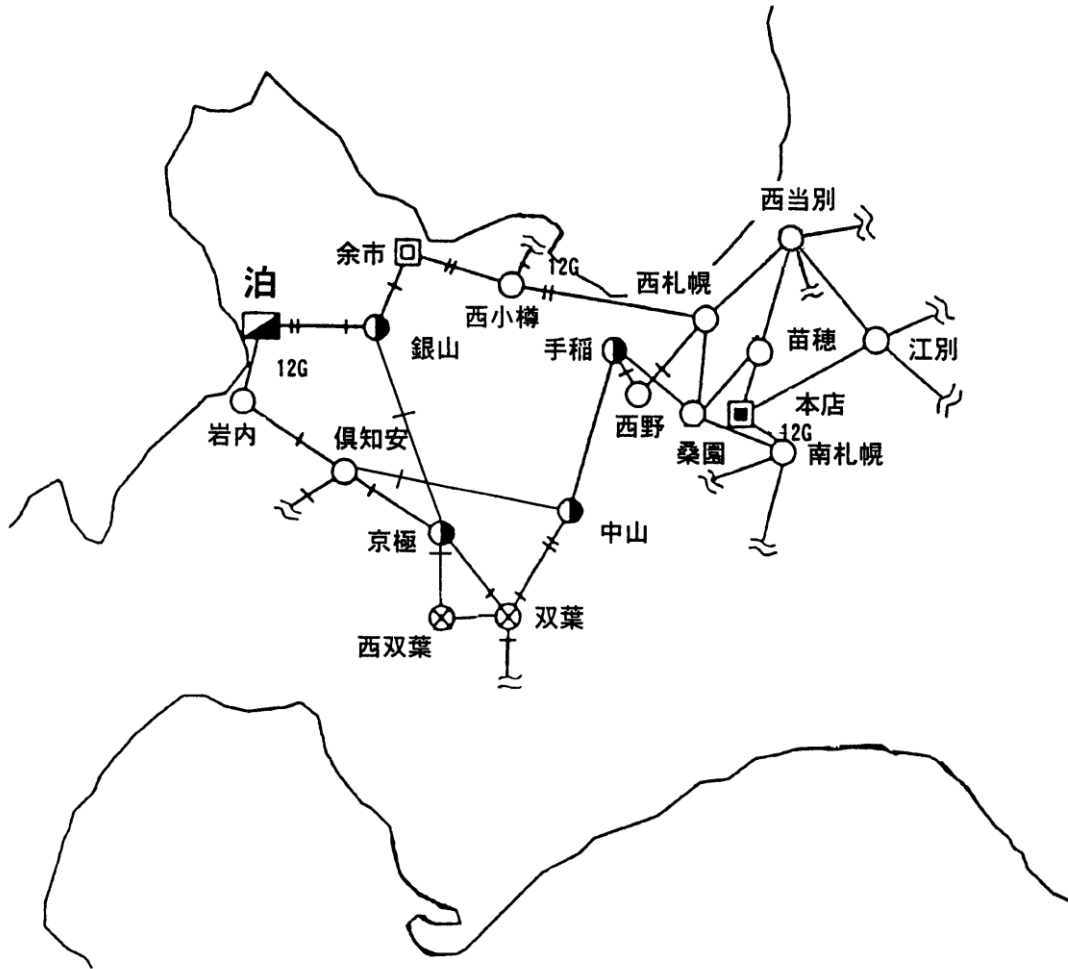


2. 北海道原子力防災ネットワーク（緊急時連絡網）構成図（専用回線）



3. 北海道電力ネットワーク(株)固定多重無線系統図 (関係抜粋分)

凡 例	
■	本店・支店
□	支店・営業所
□	水力発電所
▣	火力・原子力発電所
○	電力所・変電所
⊗	開閉所
●	中継所
+	反射板



資料2-5-1 緊急時モニタリング要員及び緊急時モニタリング車両

1. 緊急時モニタリング要員及び緊急時モニタリング車両

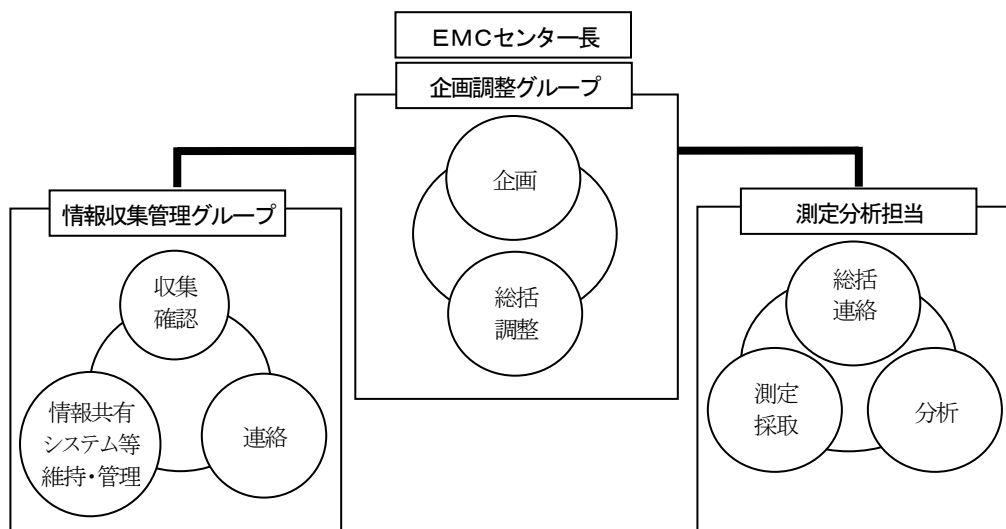
(令和3年4月1日現在)

区分		緊急時 モニタリング要員	EMC参画時の体制		緊急時モニタリング車両
北海道	原子力安全対策課	2名	企画調整G 情報収集管理G	1名 1名	—
	環境政策課	7名	情報収集管理G 測定分析担当G	2名 5名	—
	原子力環境センター	19名	企画調整G 情報収集管理G 測定分析担当G	3名 3名 13名	6台 (うちモニタリングカー1台)
	後志総合振興局 環境生活課	5名	企画調整G 測定分析担当G	1名 4名	2台
赤井川村		2名	測定分析担当	2名	1台

(注) 原子力規制委員会、指定公共機関（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構）及び北海道電力(株)以外の原子力事業所からも、緊急時モニタリング要員が派遣されることとなっている。

2. 緊急時モニタリングセンター（EMC）の体制

国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンターを設置する。



※EMCは国の指揮のもとに、国、地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共団体等の要員で構成される。

資料 2-6-1 安定ヨウ素剤の配備状況

1. 安定ヨウ素剤丸薬及びゼリー状安定ヨウ素剤

(令和3年4月1日現在)

保管場所	安定ヨウ素剤錠数	ゼリー状安定ヨウ素剤包数		配布対象人口
		16.3mg	32.5mg	
赤井川村役場	7,000 錠	20 包	55 包	1,222 人

(注1) ヨウ化カリウム丸 (1条50mg、ヒートシール入り)

(注2) 配布対象人口は、平成29年4月1日現在 (住民基本台帳) の数 (全人口) である。

2. ヨウ化カリウム原薬 (粉末)

(令和3年4月1日現在)

保管場所	ヨウ化カリウム原薬配備数	配布対象人口
(岩内町) 後志総合振興局 保健環境部岩内地域保健室 (岩内保健所)	2 本	334 人
(倶知安町) 後志総合振興局 保健環境部保健行政室 (倶知安保健所)	2 本	1,001 人

(注1) ヨウ化カリウム原薬 (1本当たり500g)

(注2) 配布対象人口は、平成29年4月1日現在 (住民基本台帳) で3歳未満の数である。

資料 2-7-1 防災資機材の整備状況

(令和3年4月1日現在)

品 名			赤井川村	北後志消防組合
防護服	(布)	着	34	458
	(雨着)	着	34	458
	(防寒着)	着	34	458
防護帽		枚	34	458
防護靴		足	34	458
軍 足		足	34	458
手 袋	(ゴ ム)	双	34	458
	(綿)	双	34	458
	(軍手)	双	34	458
防護マスク		個	9	116
防じんマスク		個	34	458
ゴーグル		個	34	458
警報付ポケット線量計		個	34	458
GM管式サーベイメータ		個	4	5
シンチレーションサーベイメータ		個	7	5
携帯電話		台	15	1
衛星携帯電話		台	3	1
広報用車両		台	2	—
車いす用車両		台	1	1
ストレッチャー用車両		台	—	—
化学防護服		着	—	5
空気(酸素)呼吸器 [ボンベ2本付]		個	—	5

資料 2-8-1 泊発電所に関する資料

(北海道電力ネットワーク(株)より提供を受け、村及び北海道に備え付け)
※各町村等に備え付けている。

資料2-8-2 人口に関する資料

(泊発電所周辺の人口構成とその分布状況)

(令和3年4月1日現在)

O I L地点名	避難区域名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		要配慮者の状況					集合場所名
				男 (人)	女 (人)	0～5歳 (人)	6～18歳 (人)	妊婦 (人)	外国人 (人)	避難行動 要支援者 (人)	
ENE-26 (赤井川村 赤井川モニタリングポスト)	日ノ出、中央、母沢	63	134	72	62	5	17	0	1	15	健康支援センター
	1町内、共栄、富田、 1池田、2池田	153	285	131	154	8	25	1	2	42	赤井川小学校
	2町内、旭丘	185	347	170	177	17	44	2	11	23	赤井川中学校
E-27 (都小学校)	曲川、1都、2都	110	225	106	119	10	30	0	1	24	都小学校
E-31 (旧落合小学校グラウンド) ※UPZ外	落合	24	47	25	22	3	6	1	2	1	山村活性化支援 センター
E-37 (山村活性化支援センター) ※UPZ外	常盤	104	112	74	38	2	1	0	68	0	山村活性化支援 センター
計		639	1,150	578	572	45	123	4	85	105	

(注1) 「要配慮者」は区分ごとの実数を計上

(注2) 「避難行動要支援者」は従前の「災害時要援護者名簿」の登載者数を計上

資料2-8-3 観光客及び宿泊施設に関する資料

1. 月別観光客入込み状況

(令和3年4月1日現在)

位置		集落名	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均	年間
方位	距離番号			(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
東	30超	字常盤 キロロリゾート	入込数	77,459	65,917	24,777	5,904	192	0	3,673	7,855	5,254	6,323	345	2,9685	18,949	227,384
			宿泊数	3,699	3,433	3,407	2,473	1,439	3,166	4,886	5,370	5,763	5,531	3,974	3,226	3,864	46,367

2. 宿泊施設状況

(1) 施設及び収容人員

(令和3年4月1日現在)

位置		集落名	鉄筋コンクリート		木造		合計		備考
方位	距離番号		施設数	収容人員	施設数	収容人員	施設数	収容人員	
東	30超	字常盤	2	1,230	0	0	2	1,230	

(2) コンクリート造宿泊施設状況

(令和3年4月1日現在)

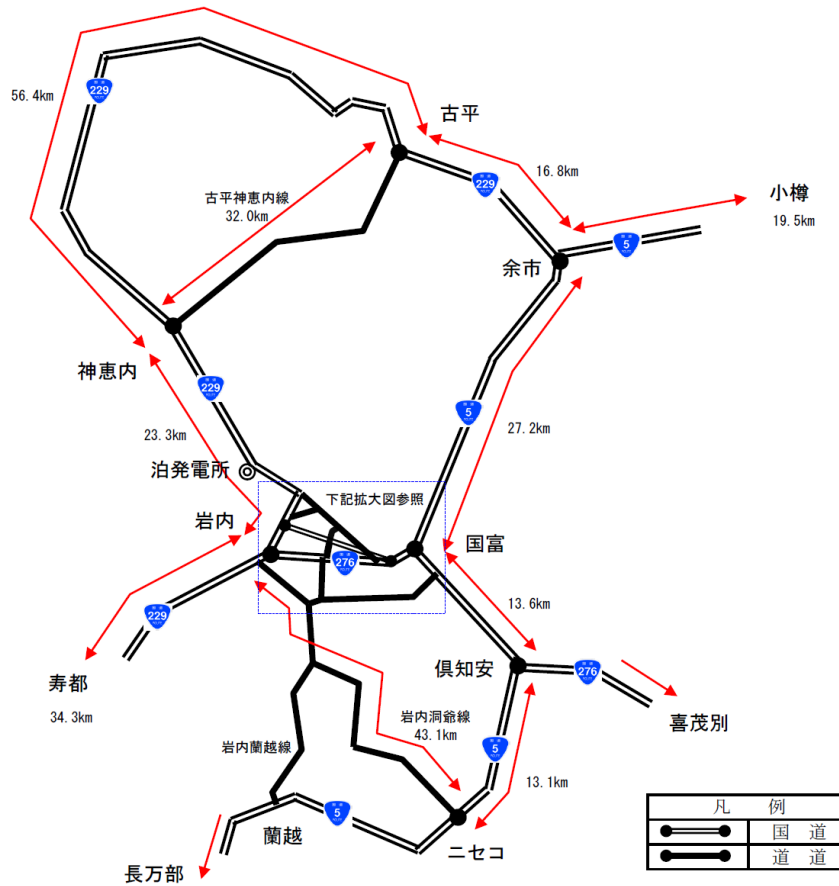
位置		施設名	所在地	電話番号	収容人員	備考
方位	距離番号					
東	30超	キロロトリビュートボートフォリオホテル北海道	赤井川村字常盤 128-1	0135-34-7111	830	
		シェラトン北海道キロロリゾート	赤井川村字常盤 650		400	
		小計			1,230	

資料 2-8-4 道路及び陸上輸送に関する資料

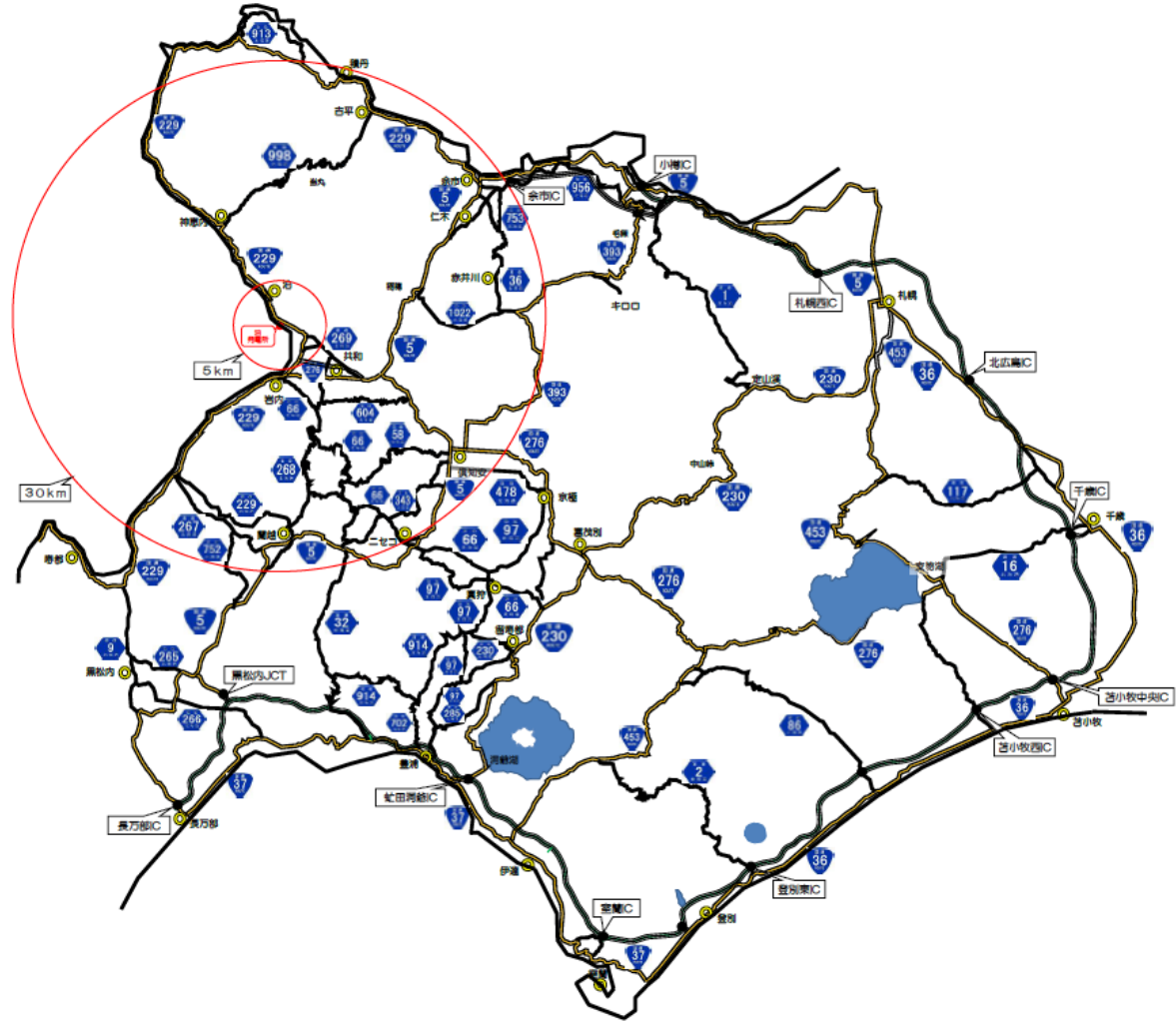
1. 周辺主要幹線道路接続状況

(令和3年4月1日現在)

(1) 周辺主要幹線道路接続状況



(2) 周辺主要道路図



2. 道路状況

(1) 国道

(令和3年4月1日現在)

名称	経 由			延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋りょう		舗装	1時間当たり交通量					備考
	起 点	經由 地点	終 点			橋りょう数	制限		区分	平均	最高	地 点	時 刻	
国道5号 (札幌市)	小樽市 札幌市 境界		札幌市 中央区 (国道12 号交点)	18,986	6.5	8	なし		上		1,719	北34条西2	7時~19時	
									下		1,891	〃	〃	
									合計	1,080	3,610			
国道5号 (小樽市)	余市町 小樽市 境界		小樽市 札幌市 境界	34,765	6.5	17	なし		上		1,241	若竹	7時~19時	
									下		1,381	張碓	〃	
									合計	793	2,622			
国道5号 (余市町)	仁木町 余市町 境界		余市町 小樽市 境界	6,838	6.5	5	なし		上		613	大川町	7時~19時	
									下		689	〃	〃	
									合計	450	1,302			
国道5号 (仁木町)	共和町 仁木町 境界		仁木町 余市町 境界	17,333	6.5	4	なし		上		335	大江	7時~19時	
									下		401	〃	〃	
									合計	275	736			
国道393号 (赤井川村)	小樽市 赤井川村 境界		赤井川村 倶知安町 境界	26,604	5.5	16	なし		上		252	都	7時~19時	
									下		109	轟	〃	
									合計	76	361			
国道393号 (小樽市)	小樽市 奥沢 (国道5号 交点)		小樽市 赤井川村 境界	16,078	5.5	2	なし		上		493	奥沢	7時~19時	
									下		430	〃	〃	
									合計	228	923			

(2) 道道

(令和3年4月1日現在)

名称	経 由			延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋りょう		舗装	1時間当たりの交通量 (平日)					交通量 調査日
	起 点	經由 地点	終 点			橋りょう数	制限		区分	平均	最高	地 点	時 刻	
道道36号 余市 赤井川線 (余市町)	余市町 (国道5号 交点)		余市町 仁木町 境界	7,158	5.5	2	なし	有						平成 22年度
									合計	158		余市町黒川	7時~19時	
道道36号 余市 赤井川線 (仁木町)	余市町 仁木町 境界		仁木町 赤井川村 境界	1,338	6.0	0	-	有						平成 22年度
									合計	111		赤井川村字 赤井川	7時~19時	
道道36号 余市 赤井川線 (赤井川村)	仁木町 赤井川村 境界		赤井川村 (国道393号 交点)	9,343	5.5	6	なし	有						平成 22年度
									合計	111		赤井川村字 赤井川	7時~19時	
道道1022号 仁木 赤井川線 (赤井川村)	仁木町 赤井川村 境界		赤井川村 (道道余市 赤井川線 交点)	1,851	5.5	2	なし	有						平成 22年度
									合計	94		仁木町銀山	7時~19時	

(注) 交通量の上り下りの現況データは出力されない的空欄とする。

3. 車両保有状況（赤井川村）

（令和3年3月31日現在）

バス （台）	貨物車 （台）	軽貨物車 （台）	乗用車 （台）	軽乗用車 （台）	計 （台）
14	124	111	743	272	1,269

4. 防災関係機関の輸送車両

(1) 赤井川村保有自動車台数

（令和3年4月1日現在）

機関名	車両の所在地	電話番号	車 両 数				乗車可能 人員 （人）
			バス （台）	トラック （台）	乗用車 （台）	計 （台）	
赤井川村 （役場庁舎）	赤井川村字赤井川74-2	0135-34-6211	0	0	10	10	54
赤井川村 （健康支援センター）	赤井川村字赤井川318-1	0135-35-2050	0	1	6	7	48
小 計			0	1	16	17	102

(2) 北海道（知事部局）保有自動車台数

（令和3年4月1日現在）

自動車の種類	全 道			う ち 後 志		
	所 有 （台）	借 上 （台）	計 （台）	所 有 （台）	借 上 （台）	計 （台）
乗 用 車	756	518	1,274	59	18	77
貨 物 車	1,020	21	1,041	57	1	58
計	1,776	539	2,315	116	19	135

(3) 陸上自衛隊北部方面隊保有自動車台数

（令和3年4月1日現在）

部 隊 名	所在地	車 種	車両数 （台）	乗車定員 （人）	述べ 乗車定員 （人）	備 考
北部方面後方支援隊 （北部方面輸送隊）	札幌市	特大型トラック	54	36	1,980	10トン車タイプ 6トン車タイプ
		大型トラック	14	22	308	
		人員輸送車1号（大型バス）	3	55	165	
		人員輸送車2号（マイクロ）	3	25	75	
第11後方支援隊	札幌市	特大型トラック	8	36	324	10トン車タイプ 6トン車タイプ
		大型トラック	35	22	1,232	
		人員輸送車1号（大型バス）	1	56	56	
		人員輸送車2号（マイクロ）	1	25	25	
合 計	札幌市	特大型トラック	63	36	2,268	
		大型トラック	49	22	1,078	
		人員輸送車1号（大型バス）	4	55	220	
		人員輸送車2号（マイクロ）	4	25	100	

5. 除雪機械保有状況（赤井川村内関係機関、事業者分）

（令和3年4月1日現在）

機 関 名	所 在 地	電話番号	車 種	台数	所有・借上の別	備 考
後志総合振興局 小樽建設管理部事業課 赤井川除雪ステーション	赤井川村字都 43	—	ロータリ除雪車 除雪トラック 小型除雪車	1 2 1	所有 所有 所有	事業課 0134-54-7670
赤井川村	赤井川村字赤井川 74-2	0135- 34-6211	雪上車	1	所有	
	赤井川村字落合 358			1	所有	
八洲建設(株)	赤井川村字赤井川 405	0135- 34-6601	除雪ドーザ ロータリ 除雪トラック ダンプ	4 3 3 0	所有 所有 所有 所有	ユニック 4t
木村林業(株)	赤井川村字都 190	0135- 34-6800	除雪ドーザ ロータリ 除雪トラック タイヤショベル トラック ブルドーザー バックホウ	4 2 3 1 2 1 1	所有 所有 所有 所有 所有 所有 所有	2t 15tD50 0.2 m ²
(有)助っ人	赤井川村字都 163-6	0135- 34-6823	ダンプ ロータリ バックホウ タイヤショベル トラック	1 2 3 1 1	所有 所有 所有 所有 所有	2t ハンドロータリ 0.2、0.1、0.08 7t セルフ
中山建設(株)	赤井川村字赤井川 310	0135- 34-6122	タイヤショベル	1	所有	
小計				39		

資料 2-8-5 ヘリポート及び航空輸送に関する資料

1. ヘリコプター離着陸可能地

(令和3年4月1日現在)

位置		施設名	所在地	著名地点からの 方向及び距離	地積 (×m)	施設管理者 及び電話番号	
方位	距離 番号						
東北東	25	赤井川村山村広場	赤井川村字赤井川 72-6	赤井川小学校隣接 北緯 43 度 04 分 49 秒 東経 140 度 48 分 41 秒	120m×100m	赤井川村 教育委員会	0135- 34-6211
東北東	25	赤井川中学校 グラウンド	赤井川村字赤井川 67	赤井川中学校隣接 北緯 43 度 05 分 00 秒 東経 140 度 48 分 35 秒	150m×140m	赤井川村 教育委員会	0135- 34-6211
東	27	都小学校 グラウンド	赤井川村字都 113	都小学校隣接 北緯 43 度 03 分 04 秒 東経 140 度 50 分 03 秒	110m×110m	赤井川村 教育委員会	0135- 34-6211
東	30 超	旧落合小学校 グラウンド	赤井川村字落合 260	落合線交点から東へ 300m 北緯 43 度 04 分 47 秒 東経 140 度 53 分 12 秒	100m×50m	赤井川村	0135- 34-6211
東	30 超	キロロ 1	キロロスキー場内	センターリフト乗り場前 北緯 43 度 04 分 02 秒 東経 140 度 59 分 23 秒	—	(株)キロロア ソシエツ	0135- 34-7111
東	30 超	キロロ 10		圧雪車庫前 北緯 43 度 04 分 02 秒 東経 140 度 59 分 23 秒	—		
東	30 超	キロロ 2		長峰第 1 コース 北緯 43 度 04 分 08 秒 東経 140 度 59 分 47 秒	—		
東	30 超	キロロ 3		長峰第 2 リフト乗り場前 北緯 43 度 04 分 17 秒 東経 141 度 00 分 25 秒	—		
東	30 超	キロロ 4		パノラマコースお立ち台 北緯 43 度 03 分 35 秒 東経 141 度 00 分 54 秒	—		
東	30 超	キロロ 5		朝里第 2 リフト乗り場前 北緯 43 度 03 分 10 秒 東経 141 度 00 分 55 秒	—		
東	30 超	キロロ 6		余市第 1 B コース 北緯 43 度 03 分 30 秒 東経 141 度 00 分 12 秒	—		
東	30 超	キロロ 7	第 3 駐車場	マウンテンホテル前 北緯 43 度 04 分 17 秒 東経 140 度 59 分 17 秒	120m×60m		
東	30 超	キロロ 8	第 6 駐車場	ホテルピアノ前 北緯 43 度 04 分 37 秒 東経 140 度 58 分 59 秒	70m×70m		
東	30 超	キロロ 9	キロロ入口	山村活性化支援センター前 北緯 43 度 05 分 24 秒 東経 140 度 57 分 04 秒	250m×60m		
東北東	26	北後志消防組合 赤井川支署	赤井川村字赤井川 260-2	北後志消防組合赤井川支署隣接 北緯 43 度 05 分 03 秒 東経 140 度 49 分 10 秒	50m×60m	赤井川村	0135- 34-6211
東	29	AKAIGAWA TOMO PLAYPARK	赤井川村字明治 56	ホテルドリーム隣接 北緯 43 度 01 分 57 秒 東経 140 度 51 分 55 秒	180m×70m	(株)ブルー ウェーブス ジャパン	0135- 34-7575
東北東	27	冷水トンネル駐車帯	赤井川村字日ノ出 347-4	冷水トンネル隣接 北緯 43 度 06 分 48 秒 東経 140 度 49 分 09 秒	40m×50m	小樽建設管 理部事業室 事業課	0134- 54-7670
東	28	赤井川運輸敷地	赤井川村字明治 24-2	赤井川運輸敷地隣接 北緯 43 度 02 分 38 秒 東経 140 度 51 分 14 秒	100m×150m	(有)赤井川 運輸	0135- 34-6231
東	27	旧都バス巡回場	赤井川村字都 185-1	国道 393 号・道道余市赤井川線交点 北緯 43 度 03 分 00 秒 東経 140 度 50 分 41 秒	40m×20m	赤井川村	0135- 34-6211
小		計	19 箇所				

2. ヘリコプター機数、運航所要時間

(令和3年4月1日現在)

所属	所在地	機種		機数	搭乗定員	所要時間(距離/巡航速度)		備考
		形式	定員			距離(km)	時間(分)	
北海道警察	札幌市東区栄町 (札幌飛行場内)	AW139	17	2	34	丘珠→泊 約68	約20	巡航230km/h
		A109E	8	1	8	丘珠→泊 約68	約20	巡航260km/h
		EC135P1	8	1	8	丘珠→泊 約68	約20	巡航230km/h
		B412EP	15	1	15	丘珠→泊 約68	約20	巡航213km/h
	帯広市泉町 (帯広空港内)	上記より1機を交代配備				帯広→泊 約220	約60	
北海道	札幌市東区丘珠755-11	AS365N3	14	1	14	丘珠→泊 約68	夏期:18 冬期:22	夏期:巡航230km/h 冬期:巡航185km/h
		B-412EP	15	1	15	丘珠→泊 約68	約20	巡航204km/h
陸上自衛隊	札幌市東区丘珠 丘珠駐屯地	UH-1J	13	18	234	丘珠→泊 約75	約22	巡航198km/h
	旭川市春光町 旭川駐屯地	UH-1J	13	3	39	旭川→泊 約175	約53	巡航198km/h
	帯広市南町7 帯広駐屯地	UH-1J	13	3	39	帯広→泊 約220	約66	巡航198km/h
海上自衛隊	青森県むつ市 大字城ヶ沢字早崎 (大湊航空隊)	SH-60J	3	7	21	大湊→泊 約300	約90	巡航220km/h
航空自衛隊	千歳市平和 千歳基地	UH-60J	14	3	42	千歳→泊 約110	約30	巡航220km/h
	青森県三沢市 後久保三沢基地	CH-47	58	2	116	三沢→泊 約270	約80	巡航250km/h
海上保安庁	函館市 函館航空基地	S-76D	14	2	28	函館→泊 約144	約40	巡航260km/h
	巡視船つがる(函館)	S-76D	14	1	14	函館→泊 約144	約40	巡航260km/h
	釧路市 釧路航空基地	S-76C	14	2	28	釧路→泊 約300	約72	巡航260km/h
	巡視船そうや(釧路)	S-76C	14	1	14	釧路→泊 約300	約72	巡航260km/h
北海道開発局	札幌市東区丘珠町	B-412EP	11	1	11	丘珠→泊 約68	約23	巡航180km/h
合計				63	780			

(注) 定員は、パイロット、整備士等を含む搭乗定員である。

資料 2-8-6 報道機関及び広報施設等に関する資料

1. 主な報道機関一覧

(令和3年4月1日現在)

報道機関名	所在地	電話番号(代表)	FAX番号	夜間連絡先 (報道)
北海道新聞社	060-8711 札幌市中央区大通西3丁目6	011-221-2111	011-210-5592	011-210-5590
朝日新聞北海道支社	060-8602 札幌市中央区北1条西1丁目6 さっぽろ創世スクエア9階	011-281-2131	011-221-4989	011-222-1601
毎日新聞北海道支社	060-8643 札幌市中央区北4条西6丁目	0570-064-988	011-222-1049	011-231-3085
読売新聞北海道支社	060-8656 札幌市中央区北4条西4丁目1-8	011-242-3111	011-222-0490	011-231-1775
日本経済新聞社札幌支社	060-8621 札幌市中央区北1条西6丁目1-2 アーバンネット札幌2階	011-281-3211	011-281-0656	011-281-3212
産経新聞社札幌支局	060-0004 札幌市中央区北4条西4丁目1-7 MMS札幌駅前ビル1階	011-613-1531	011-613-1572	011-613-1571
共同通信社札幌支社	060-0042 札幌市中央区大通西3丁目6 道新ビル6F	011-231-0825	011-221-8898	011-231-0825
時事通信社札幌支社	060-0004 札幌市中央区北4条西6丁目1 毎日札幌ビル8F	011-241-2801	011-241-2862	011-221-5342
日本放送協会札幌放送局 (NHK)	060-8703 札幌市中央区大通西1丁目	011-232-4001	011-231-4997	011-221-5097
北海道放送(HBC)	060-8501 札幌市中央区北1条西5丁目	011-232-5800	011-221-6807	011-232-5876
札幌テレビ放送(STV)	060-8705 札幌市中央区北1条西8丁目1番地1	011-241-1181	011-271-1535	011-272-8295
北海道テレビ放送(HTB)	060-8406 札幌市中央区北1条西1丁目6番地	011-233-6000	011-233-6008	011-205-7676
北海道文化放送(uhb)	060-8527 札幌市中央区北1条西14丁目	011-214-5200	011-271-5497	011-214-5321
テレビ北海道(TVh)	060-8517 札幌市中央区大通東6丁目12番地4	011-232-1117	011-261-2185	011-232-7160

2. 広報施設の整備状況

(令和3年4月1日現在)

位置		名称	所在地	電話番号	放送時間	放送区域	屋外子局設置台数	戸別受信機設置台数	地区世帯数
方位	距離								
東北東	25	赤井川村 防災行政無線	赤井川村 字赤井川74-2	0135- 34-6211	随時	全村	20	518	650

資料2-8-7 避難者受入施設に関する資料

1. 避難・退避所として利用できる施設の状況

(令和3年4月1日現在)

方位	位置		名称	所在地	電話番号	防災計画に指定の有無	構造	収容可能人員(人)	備考
	距離番号								
東北東	25		赤井川小学校	赤井川村字赤井川 72	0135-34-6860	有	鉄筋コンクリートRC造	1,489	
東北東	25		赤井川中学校	赤井川村字赤井川 67	0135-34-6861	有	鉄筋コンクリートRC造	1,659	
東北東	25		健康支援センター (高齢者・女性等活動支援センター)	赤井川村字赤井川 318-1	0135-35-2050	有	鉄筋コンクリートRC造	228	
東北東	26		生活改善センター	赤井川村字赤井川 277-3	0135-34-6124	有	コンクリートブロック・鉄骨造	288	
東	25		赤井川村体育館	赤井川村字赤井川 71-2	0135-34-6949	有	鉄骨造	586	
東	27		都小学校	赤井川村字都 113	0135-34-6121	有	鉄筋コンクリートRC造	1,106	
東	27		都住民センター	赤井川村字都 127-15	0135-34-6440	有	鉄骨造	165	
東	30超		山村活性化支援センター	赤井川村字常盤 443-1	0135-34-6669	有	鉄筋コンクリートRC造	274	
小計			8施設					5,795	

2. コンクリート建物設置状況

(令和3年4月1日現在)

方位	位置		名称	所在地	電話番号	普通教室(部屋等)			給食設備の有無
	距離番号					数	面積(m ²)	収容可能人員(人)	
東北東	25		赤井川小学校	赤井川村字赤井川 72	0135-34-6860	7	2,976	1,489	有
東北東	25		赤井川中学校	赤井川村字赤井川 67	0135-34-6861	4	3,317	1,659	有
東北東	25		健康支援センター (高齢者・女性等活動支援センター)	赤井川村字赤井川 318-1	0135-35-2050	6	455	228	有
東北東	26		生活改善センター	赤井川村字赤井川 277-3	0135-34-6124	8	575	288	有
東	27		都小学校	赤井川村字都 113	0135-34-6121	3	2,212	1,106	有
東	30超		山村活性化支援センター	赤井川村字常盤 443-1	0135-34-6669	6	548	274	有
小計			6施設			34	10,083	5,044	

資料 2-8-8 医療施設等に関する資料

1. 近隣町村の医療機関の状況

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

町村名	病 院							一般診療所 (歯科除く)				総 数	
	施設数	許 可 病 床 数						施 設 数			許可病床数	施設数	許可病床数
		一般	療養	精神	結核	感染	計	有床	無床	計			
古平町								1		1	18	1	18
積丹町									1	1		1	
仁木町								1		1	19	1	19
余市町	2	118	52	185			355	1	12	13	19	15	374
赤井川村									1	1		1	
計	2	118	52	185	0	0	355	3	14	17	56	19	411

2. 医療機関一覧

(1) 病院

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

町村名	病院名	開設者	所在地	電話番号	許 可 病 床 数						診療科名	備 考 (診療日・診療時間等)	
					一般	療養	精神	結核	感染	計			
余市町	社会福祉法人 北海道社会事業協会 余市病院	社会福祉法人 北海道社会事業協会	余市町黒川町 19丁目1番地1	0135- 23-3126	118	52					170	内科・呼吸器科・小児科 外科・整形外科・脳神経外科 心血管外科・皮膚泌尿器科 産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科 放射線科・リハビリテーション科	月～金 8:30～12:20 13:20～17:10 土 8:50～12:20 (第2・第4を除く) ※診療日、診療時間は、診療 科目ごとに異なる
	医療法人社団 修徳会林病院	医療法人社団 修徳会林病院	余市町山田町 50番地1	0135- 22-5188			185				185	内科・精神科・神経科	月～金 9:00～16:30 内科は月、火、木曜日のみ

(2) 診療所

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

町村名	診療所名	開設者	所在地	電話番号	許 可 病 床 数						診療科名	備 考 (診療日・診療時間等)	
					一般	療養	精神	結核	感染	計			
古平町	古平町立診療所 海のまちクリニック	古平町	古平町 大字浜町644	0135- 42-2125	18						18	内科・小児科・整形外科 外科・皮膚科	火、金 9:00～12:00 (12:00～13:30を除く) 毎月第2土曜日 9:00～12:00
積丹町	積丹町立 国民健康保険診療所	積丹町	積丹町 大字美国町 字小泊52	0135- 44-2175								内科・呼吸器科・循環器科 小児科・外科	月、火、木、金 9:00～17:30 (12:30～13:30を除く) 水 9:00～12:00
仁木町	医療法人社団 健仁会 森内科胃腸科 医院	医療法人社団 健仁会 森内科胃腸科 医院	仁木町北町 1丁目6	0135- 32-3455	19						19	内科・胃腸科	月～金 9:00～17:00 土 9:00～12:00
余市町	医療法人社団 倫仁会小嶋内科	医療法人社団 倫仁会	余市町黒川町 7丁目13	0135- 22-2245	19						19	内科・呼吸器内科 消化器内科 循環器内科	月～金 9:00～17:00 土 9:00～12:00
	医療法人社団 勝田内科皮膚科 クリニック	医療法人社団 勝田内科皮膚科 クリニック	余市町大川町 3丁目148	0135- 22-3843								内科・皮膚科	内科 月～水、金 9:00～17:30 木、土 9:00～12:00 皮膚科 水曜以外 9:00～12:00 水 15:00～17:30
	医療法人社団 よいち北川眼科 医院	医療法人社団 よいち北川眼科 医院	余市町黒川町 12丁目84-1	0135- 22-1308	6						6	眼科	月、水～金 9:00～17:00 火、土 9:00～12:00
	勤医協余市 診療所	公益社団法人 北海道勤労者 医療協会	余市町黒川町 12丁目46	0135- 22-2861									内科・小児科

町村名	診療所名	開設者	所在地	電話番号	許可病床数						診療科名	備考 (診療日・診療時間等)
					一般	療	療	療	療	計		
余市町	医療法人社団 北郷耳鼻咽喉科 医院	医療法人社団 北郷耳鼻咽喉科 医院	余市町大川町 4丁目60-1	0135- 23-5533							耳鼻咽喉科	月～金 9:00～16:30 (11:30～14:00を除く) 土 9:30～11:30
	医療法人社団 黒川町整形外科 クリニック	医療法人社団 黒川町整形外科 クリニック	余市町黒川町 3丁目25	0135- 22-2447							整形外科 リハビリテーション科 リウマチ科	月～金 9:00～17:30 (12:30～14:00を除く) 土 9:00～12:00
	医療法人社団 滋恒会 中島内科	医療法人社団滋 恒会	余市町黒川町 3丁目109	0135- 22-3866							内科 消化器科 循環器科	月～水、金 9:00～17:30 (12:00～14:00を除く) 木、土 9:00～12:30
	医療法人社団 田中内科医院	医療法人社団 田中内科医院	余市町浜中町 205-3	0135- 22-6125							内科 循環器内科・腎臓内科	月～金 9:00～17:00 (12:00～13:30を除く) 土 9:00～12:00
	医療法人社団 誠仁会 よいちクリニック	医療法人社団 誠仁会	余市町山田町 201-5	0135- 21-4570							内科	月～金 9:00～12:30
	医療法人社団 池田内科 クリニック	医療法人社団 池田内科 クリニック	余市町黒川町 911-1	0135- 23-8811							内科・消化器内科	月、火、木、金 8:45～17:00 (12:00～14:00を除く) 水、土 8:45～12:00
	よいち整形外科 クリニック	医療法人社団 修築会	余市町大川町 6丁目92-1	0135- 48-5000							整形外科 リハビリテーション科 リウマチ科	月～金 9:00～17:30 (12:00～14:00を除く)
	脳神経外科 よいち汐風 クリニック	前田 義裕	余市町大川町 15丁目10	0135- 21-5566							脳神経外科	月～金 9:00～17:00 (12:00～13:30を除く)
	わたなべ 内科医院	渡辺裕喜雄	余市町大川町 6丁目12	0135- 22-3989							内科・消化器科	月、火、木、金 8:45～17:30 (12:00～13:30を除く) 水 8:45～15:00 土 8:45～12:00
赤井川村	赤井川診療所	赤井川村 字赤井川83-17	0135- 34-6802							内科・小児科 外科・整形外科	月～金 8:30～16:30 (12:00～13:00を除く) 整形外科 月1回土曜日 13:30～16:00	

3. 道総合振興局 保健行政室・地域保健室（保健所）所在地一覧

(令和3年4月1日現在)

保健福祉室・地域保健室(保健所)名	所在地	電話番号
後志総合振興局保健環境部	虻田郡倶知安町北1条東2丁目 (後志合同庁舎内)	
岩内地域保健室 (岩内保健所)	岩内郡岩内町字清住 252-1	0135-62-1537
保健行政室 (倶知安保健所)	虻田郡倶知安町北1条東2丁目 (後志合同庁舎内)	0136-23-1914
保健行政室余市地域保健支所 (倶知安保健所余市支所)	余市郡余市町朝日町 12 番地	0135-23-3104
胆振総合振興局保健環境部	室蘭市海岸町1丁目4番1号 (胆振合同庁舎内)	
保健行政室 (室蘭保健所)	室蘭市海岸町1丁目4番1号 (胆振合同庁舎内)	0143-24-9833
苫小牧地域保健室 (苫小牧保健所)	苫小牧市若草町2丁目2番21号	0144-34-4168

資料 2-8-9 保育所、学校、高齢者福祉施設に関する資料

1. 保育所

(令和3年4月1日現在)

位 置		名 称	所 在 地	電話番号	構 造	入所者 (人)	備 考
方位	距離 番号						
東北東	25	赤井川村立赤井川へき地保育所	赤井川村字赤井川 318-1	0135-34-6817	RC造	27	

2. 学校

(令和3年4月1日現在)

位 置		名 称	所 在 地	電話番号	構 造	生徒数 (人)	備 考
方位	距離 番号						
東北東	25	赤井川小学校	赤井川村字赤井川 72	0135-34-6860	RC造	52	
東	27	都小学校	赤井川村字都 113	0135-34-6121	RC造	15	
東北東	25	赤井川中学校	赤井川村字赤井川 67	0135-34-6949	RC造	29	

3. 高齢者福祉施設

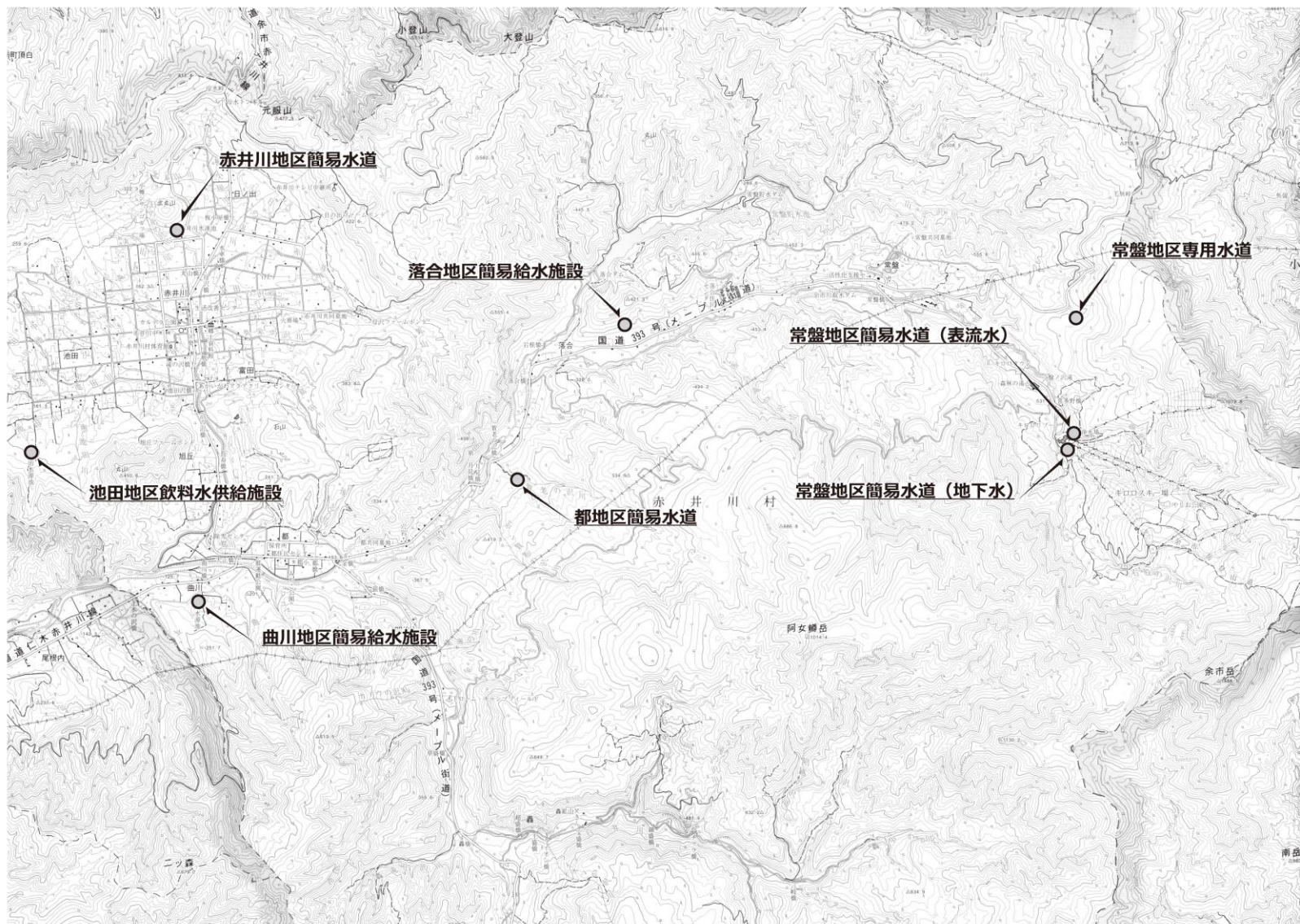
(令和3年4月1日現在)

位 置		名 称	所 在 地	電話番号	構 造	入所者 (人)	備 考
方位	距離 番号						
東北東	26	グループホーム あまらんす	赤井川村字赤井川 409-1	0135-35-3789	木造	17 (18)	
		グループホーム あまらんす 2号館				18 (18)	
		デイサービスあまらんす				0	現在のところ 利用者なし
東北東	26	赤井川村 デイサービスセンター	赤井川村字赤井川 318-1	0135-35-2000	鉄筋コン クリート	—	利用登録 者 30 名

(注) () は入所定員

資料2-8-10 飲料水及び農林水産物に関する資料

1. 水道水源位置図



2. 水道施設一覧

(令和3年4月1日現在)

事業名	取水地点		水源	給水地区名	給水地区内人口(人)	現在給水人口(人)	計画給水人口(人)	年間給水量(m ³)	
	方位	距離番号							
赤井川地区簡易水道	東北東	26	余市川水系 日の出沢川	湧水	字赤井川、字日ノ出、字池田	693	699	707	77,980
都地区簡易水道	東	30超	余市川水系 賀老の沢川	表流水	字都、字旭丘	216	216	300	18,405
常盤地区簡易水道	東	30超	余市川水系 朝里沢川、赤井川村字常盤	表流水 地下水	字常盤	96	96	300	87,681
池田地区飲料水供給施設	東	23	余市川水系 無名川	表流水	字池田、字赤井川の一部	43	43	95	3,784
常盤地区専用水道	東	30超	余市水系山 一沢川	表流水	字常盤、字落合	49	49	95	9,325
曲川地区簡易給水施設	東	25	赤井川村字曲川	地下水	字曲川	33	33	49	2,032
落合地区簡易給水施設	東	30超	赤井川村字落合	地下水	字落合	13	13	49	7,023
計			7箇所			1,196	1,196	1,595	372,361

3. 農産物の収穫状況

(令和3年3月31日現在)

項目	農産物種類							
	水稲	麦類	豆類	いも類	根菜類	果菜類	葉菜類	飼料作物
面積(ha)	140.6	χ	9.8	23.5	5.0	56.1	34.6	96.1
収量(t)	762.0	χ	14.7	729.2	χ	χ	χ	χ

(注)「χ」は、統計数値が公表されていないもの

4. 葉菜の収穫状況

(令和3年3月31日現在)

葉菜の種類	面積(ha)	年間収穫量(t)	備考
キャベツ	2.7	110.1	
はくさい	0.3	χ	
ねぎ	1.0	χ	
アスパラガス	19.8	60.6	
ブロッコリー	10.9	68.5	

(注)「χ」は、統計数値が公表されていないもの

5. 畜産物の飼養状況

(令和2年3月31日現在)

項目	畜産物名					
	乳用牛	肉牛	豚	馬	採卵鶏(鶏卵)	ブロイラー
戸数(戸)	1	1	2	2	2	
頭数、羽数(頭羽)	126	116	6,978	6	1,000	

6. 牛乳の生産状況

(令和3年3月31日現在)

戸数(戸)	乳牛(頭)	牛乳生産量(kl)	備考
1	126	583	

資料 2-8-11 気象等に関する資料

1. 気象観測結果

(1) 地点別、月・年別平年値（統計期間 1991年～2020年）

要素		月												年
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
平均 気温 (°C)	寿都	-2.3	-1.9	1.2	6.5	11.5	15.4	19.5	21.2	18.1	12.1	5.6	-0.3	8.9
	共和	-3.4	-3.0	0.5	6.3	11.8	16.0	20.1	21.4	17.5	11.2	4.8	-1.1	8.5
	神恵内	-2.3	-1.9	1.4	6.7	11.7	15.7	19.8	21.4	18.3	12.5	5.9	-0.2	9.1
	余市	-3.8	-3.3	0.4	6.3	12.1	16.2	19.8	20.2	17.3	10.7	4.2	-1.9	8.3
	蘭越	-4.2	-3.7	-0.2	5.4	11.4	15.9	19.9	20.9	16.8	10.1	3.6	-2.1	7.8
	倶知安	-5.4	-4.9	-1.0	4.9	11.2	15.6	19.7	20.6	16.4	9.7	2.9	-3.1	7.2
	美国	-4.0	-3.5	-0.1	5.5	11.4	15.2	19.4	20.5	16.6	10.3	3.6	-2.2	7.7
最高 気温の 平均 (°C)	寿都	-0.2	0.3	3.9	10.2	15.7	19.2	23.0	24.6	21.6	15.6	8.4	2.0	12.0
	共和	-0.5	0.1	3.8	10.6	16.5	20.5	24.5	25.9	22.5	15.8	8.4	1.8	12.5
	神恵内	0.0	0.5	4.2	10.0	15.6	19.6	23.6	25.4	22.5	16.1	8.8	2.3	12.4
	余市	-0.5	0.2	4.0	10.8	17.3	21.2	24.8	26.0	22.4	15.9	8.2	1.5	12.6
	蘭越	-0.8	-0.0	3.9	10.6	17.3	21.3	24.7	25.9	22.4	15.8	7.9	1.2	12.5
	倶知安	-2.0	-1.0	3.0	9.8	16.9	20.9	24.4	25.4	21.7	15.0	6.9	0.0	11.8
	美国	-1.2	-0.5	3.3	9.7	16.6	20.3	23.9	25.3	21.9	15.4	7.5	0.8	11.9
最低 気温の 平均 (°C)	寿都	-4.7	-4.6	-1.7	2.8	7.8	12.3	16.8	18.4	14.6	8.4	2.3	-2.8	5.8
	共和	-6.8	-6.7	-3.4	1.7	7.0	11.9	16.4	17.4	12.8	6.6	1.2	-4.2	4.5
	神恵内	-4.7	-4.4	-1.3	3.6	8.3	12.4	16.9	18.3	14.7	9.1	2.9	-2.8	6.1
	余市	-7.9	-7.8	-4.1	1.2	6.7	11.3	15.9	17.0	12.2	5.5	0.0	-5.6	3.7
	蘭越	-8.2	-8.1	-4.8	0.0	5.7	11.4	16.1	16.8	11.7	4.8	-0.5	-5.6	3.3
	倶知安	-9.6	-9.4	-5.7	0.1	6.0	11.3	16.1	16.7	11.3	4.5	-1.0	-6.8	2.8
	美国	-7.4	-7.3	-4.1	0.7	5.9	10.2	15.0	16.0	11.5	5.2	-0.3	-5.4	3.3
降水量 (mm)	寿都	120.2	87.4	68.1	59.3	65.9	60.7	94.5	130.1	149.8	128.0	148.2	138.5	1,250.6
	共和	56.3	40.7	40.6	47.6	61.1	52.4	96.4	124.3	118.7	113.4	110.4	83.7	948.7
	神恵内	94.8	72.1	59.8	65.1	88.0	69.4	140.3	142.8	153.8	133.4	122.1	117.4	1,257.6
	余市	124.5	100.5	83.9	65.1	63.6	51.4	102.5	129.4	153.5	138.4	161.8	150.6	1,325.2
	蘭越	104.2	79.6	59.2	61.0	74.1	64.1	104.2	142.2	142.9	120.9	137.2	125.9	1,220.4
	倶知安	184.5	129.4	98.3	67.1	75.8	59.9	102.3	153.1	133.3	128.2	182.8	217.7	1,532.3
	ニセコ	112.7	73.9	68.2	75.4	66.4	76.2	94.8	147.2	153.3	124.2	158.2	177.7	1,321.9
	赤井川	118.8	95.9	74.6	62.2	67.6	55.6	106.8	144.6	148.7	138.5	147.8	140.2	1,301.6
美国	203.0	145.2	119.2	96.2	82.5	60.3	123.6	169.7	208.6	193.8	246.6	252.1	1,899.4	
平均 風速 (m/s)	寿都	4.4	4.6	4.3	4.5	4.3	4.3	3.8	3.5	3.6	3.8	4.1	4.6	4.2
	共和	4.6	4.4	4.1	3.7	3.1	2.4	2.1	2.2	2.6	3.2	4.2	4.8	3.4
	神恵内	4.2	4.0	3.6	2.7	2.2	1.9	1.8	2.0	2.6	3.4	4.2	4.7	3.1
	余市	2.2	2.5	2.9	3.1	2.7	1.9	1.8	1.8	1.9	2.1	2.2	2.1	2.3
	蘭越	2.2	2.2	2.2	1.9	1.9	1.7	1.4	1.4	1.4	1.6	2.1	2.3	1.9
	倶知安	2.9	3.1	3.3	3.3	3.5	3.3	3.1	2.8	2.6	2.8	3.1	3.0	3.1
	美国	1.5	1.6	2.1	2.2	2.1	1.4	1.3	1.2	1.3	1.5	1.6	1.5	1.6

(注) 共和の平年値は、2008年11月の移設の前の観測値も使用して算出した。

(2) 地点別、年・月別極値

ア 日最高・最低気温の極値 (統計期間 注参照)

要素		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
最高気温	寿都	値(°C)	12.2	11.2	17.5	27.7	29.0	31.3	33.0	34.0	31.1	25.9	20.6	15.1	34.0
		起年日	1903 24	1967 23	2018 28	1998 21	2019 27	2014 4	1924 20	1904 20	1933 1	1946 3	2003 3	1953 1	1904 8/20
	共和	値(°C)	9.4	13.6	16.3	24.6	30.0	32.5	33.9	33.6	33.4	25.2	21.2	15.3	33.9
		起年日	2009 23	2010 25	2018 28	2018 30	2019 27	2012 30	2018 29	2016 7	2012 18	2013 2	2003 3	2018 4	2016 7/29
	神恵内	値(°C)	8.9	12.2	15.2	22.7	30.0	28.1	31.1	32.9	32.2	24.8	19.6	15.0	32.9
		起年日	2009 23	2010 25	2018 28	2002 23	2019 27	2014 29	2000 31	1983 17	2012 18	2006 2	2003 3	2010 3	1983 8/17
	余市	値(°C)	8.8	12.2	15.2	27.2	34.5	33.5	34.6	34.9	32.6	25.7	21.0	15.0	34.9
		起年日	2009 23	2010 25	2021 28	1998 21	2019 26	2014 5	2000 31	1984 16	2019 3	2019 3	2003 3	2010 3	1984 8/16
	蘭越	値(°C)	8.7	9.7	15.0	25.2	33.1	32.7	33.7	34.4	32.1	25.6	20.7	13.6	34.4
		起年日	2009 23	2020 13	2014 27	2018 28	2019 26	2014 4	2000 31	1994 7	2020 8	1978 2	2003 2	2014 1	1994 8/7
	倶知安	値(°C)	8.7	10.4	13.3	23.8	32.5	32.5	34.1	34.4	32.0	23.7	20.0	12.5	34.4
		起年日	2009 23	2010 25	2008 23	1998 22	2019 26	2014 4	2000 31	1999 8	2020 8	1987 5	2003 3	2010 3	1999 8/8
	美国	値(°C)	8.4	12.0	15.4	25.6	33.7	31.3	34.0	34.1	33.4	25.3	19.9	14.1	34.1
		起年日	2009 23	2010 25	2018 28	1998 21	2019 26	2014 4	2018 29	1985 15	2012 18	2013 7	2003 3	2010 3	1985 8/15
最低気温	寿都	値(°C)	-15.7	-15.0	-11.4	-7.7	-1.4	2.7	7.1	10.8	4.8	-3.6	-9.0	-15.0	-15.7
		起年日	1912 3	1893 13	1922 1	1929 3	1887 4	1923 5	1887 3	1956 22	1964 28	1924 29	1887 30	1937 27	1912 1/3
	共和	値(°C)	-17.8	-17.0	-15.4	-8.7	-0.8	2.7	7.6	9.1	2.9	-1.1	-7.7	-16.4	-17.8
		起年日	1985 25	1991 20	1986 4	1978 1	2002 2	1989 11	2015 8	2017 30	2013 27	2014 22	1998 22	2012 24	1985 1/25
	神恵内	値(°C)	-13.0	-13.8	-9.6	-3.1	1.1	5.0	9.8	12.7	6.4	0.2	-8.3	-12.2	-13.1
		起年日	1998 7	2019 8	1997 3	2011 4	2003 1	2018 10	2015 8	2017 30	2013 27	2004 27	2016 23	1984 24	2019 2/8
	余市	値(°C)	-20.4	-21.5	-16.9	-7.0	-1.7	1.7	6.5	8.5	3.0	-2.7	-12.2	-15.7	-21.5
		起年日	1985 25	1978 17	2005 3	1979 5	1983 6	2017 6	1983 2	1993 8	1992 29	1986 20	1998 21	2020 20	1978 2/17
	蘭越	値(°C)	-24.7	-24.1	-19.2	-10.5	-2.6	2.0	5.5	7.5	1.3	-3.9	-11.9	-20.3	-24.7
		起年日	1985 25	1978 17	2004 4	1978 1	2016 2	2018 10	1979 6	1979 25	1980 27	2014 23	2008 26	2012 24	1985 1/25
	倶知安	値(°C)	-35.7	-28.7	-28.8	-18.6	-4.8	0.1	4.6	4.8	-1.3	-8.9	-22.0	-27.0	-35.7
		起年日	1945 27	1944 12	1957 2	1978 1	1955 3	1973 3	1951 5	1971 19	1964 28	1964 25	1962 27	1953 7	1945 1/27
	美国	値(°C)	-17.1	-17.8	-13.6	-8.0	-2.5	1.6	5.9	8.8	2.3	-2.7	-9.7	-14.7	-17.8
		起年日	1985 25	1978 17	2001 10	1979 5	1980 7	1983 2	2004 2	2017 30	2013 27	1996 31	1998 21	2020 20	1978 2/17

注:「極値」はある期間に観測された値の最大値(最高値)又は最小値(最低値)、「起年日」は極値が発現した日

「」は、統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けていることを示す。

統計期間は、寿都は1884年6月～2017年3月、倶知安は1944年1月～2021年4月、その他の地点は1977年10月～2021年4月

イ 日降水量の極値（統計期間 注参照）

要素		月												年
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
寿都	値 (mm)	47.0	45.5	62.5	54.0	119.0	68.3	157.5	206.3	150.0	87.5	55.0	52.6	206.3
	起年日	2006 3	1972 14	2015 10	1947 21	1998 2	1886 28	1961 25	1962 3	2011 2	1991 15	1972 21	1925 2	1962 8/3
共和	値 (mm)	49.0	24.5	65.0	45.5	103.0	51.0	100.0	118.0	109.5	76.0	49.0	44.5	118.0
	起年日	1981 12	2009 13	2015 10	2013 7	1998 2	1998 20	2010 29	1981 23	2011 2	1979 19	1992 20	2010 3	1981 8/23
神 恵 内	値 (mm)	78.0	55.0	64.5	86.0	122.0	54.0	171.0	122.0	135.0	95.0	71.0	42.0	171.0
	起年日	1981 21	1994 22	2015 10	1998 13	1998 2	2009 30	2010 29	2012 20	2011 2	2006 8	2020 19	2016 23	2010 7/29
余 市	値 (mm)	40.5	40.0	36.0	54.0	91.0	44.5	146.5	132.0	148.5	90.0	81.0	62.0	148.5
	起年日	2010 2	2004 22	1990 12	1998 13	1998 2	2017 22	2010 29	1997 5	2011 2	1979 19	1992 20	2005 11	2011 9/2
蘭 越	値 (mm)	42.0	40.0	59.0	70.5	92.0	57.5	115.0	135.0	111.5	79.0	60.0	48.0	135.0
	起年日	1981 12	2004 22	2015 10	2013 7	1998 2	2018 12	1999 29	1981 23	2017 18	1979 19	2012 7	2010 3	1981 8/23
俱 知 安	値 (mm)	50.0	97.5	111.0	68.6	95.5	82.0	119.9	180.9	92.0	106.0	74.5	52.5	180.9
	起年日	1970 31	1972 14	2015 10	1966 16	1998 2	1981 28	1950 15	1962 3	1985 1	1979 19	1975 7	2012 4	1962 8/3
ニ セ コ	値 (mm)	26.0	20.5	76.0	37.0	27.0	53.0	62.0	59.5	83.0	40.5	62.5	43.0	83.0
	起年日	2017 27	2021 15	2015 10	2013 7	2012 4	2018 12	2018 5	2014 5	2017 18	2011 6	2012 7	2016 22	2017 9/18
赤 井 川	値 (mm)	41.0	48.0	58.0	63.0	131.0	49.5	76.0	114.0	115.5	91.0	72.0	47.0	131.0
	起年日	2007 7	1991 16	1990 12	1982 10	1998 2	2017 10	2018 5	1981 23	2011 2	1979 19	1992 20	2005 11	1998 5/2
美 国	値 (mm)	44.0	52.0	78.0	75.0	113.0	61.5	165.0	124.0	177.0	107.0	116.0	59.0	177.0
	起年日	2005 21	2004 22	1998 20	1998 13	1998 2	2017 22	2010 29	1981 23	2011 2	1979 19	1992 20	1989 8	2011 9/2

(注) 統計期間は、寿都 1884 年 6 月～2021 年 4 月、神恵内は 1977 年 10 月～2021 年 4 月、倶知安は 1944 年 1 月～2021 年 4 月、ニセコは 2010 年 3 月～2021 年 4 月、赤井川は 1976 年 5 月～2021 年 4 月、その他の地点は 1976 年 4 月～2021 年 4 月。(ただし、共和は移転前の値を含む。)

ウ 積雪の深さの月最大値（統計期間 注参照）

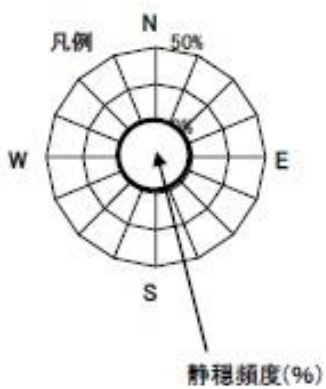
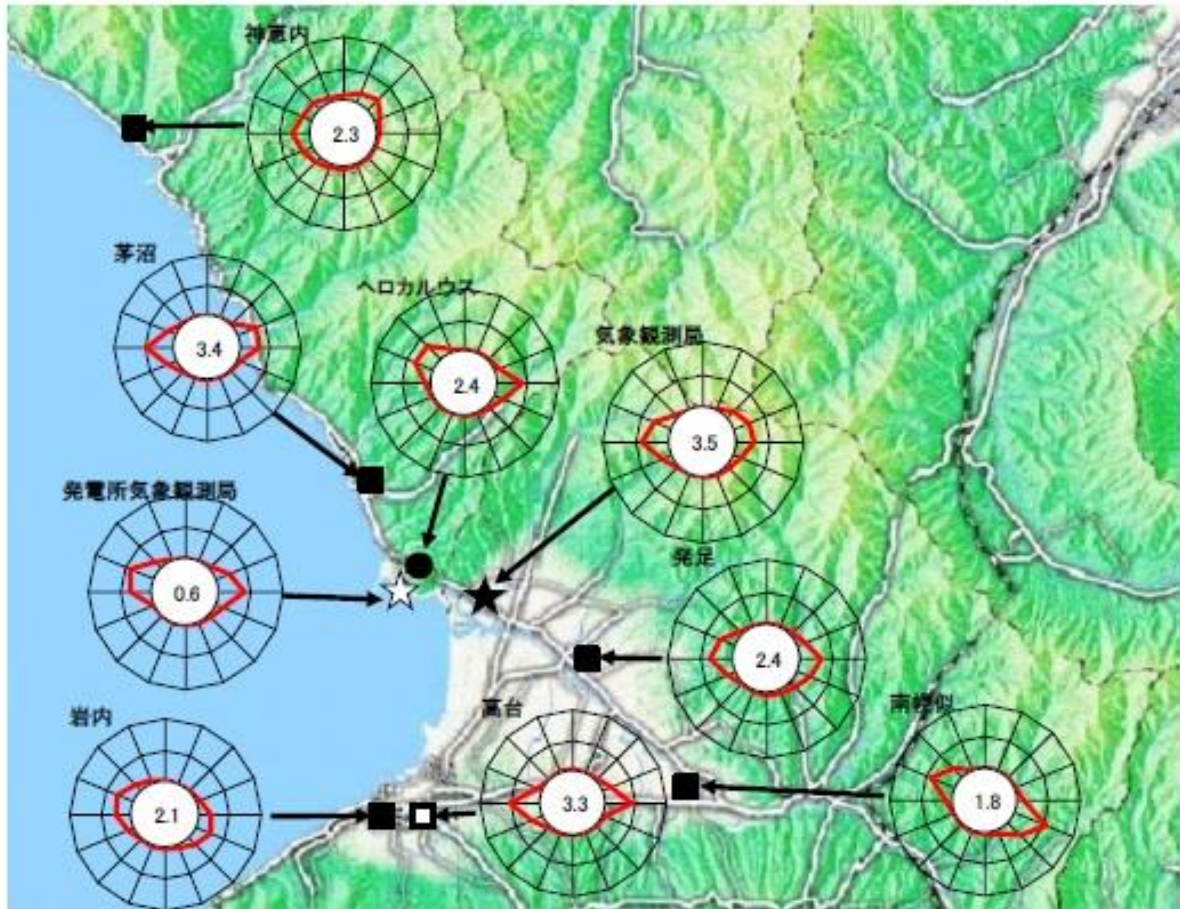
要素		月												年
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
寿都	値 (cm)	170	180	189	106	—	—	—	—	—	8	55	165	189
	起年日	1922 31	1945 17	1945 17	1957 2						1912 22	1962 27	1892 17	1945 3/17
共和	値 (cm)	170	177	167	106	—	—	—	—	—	5	61	138	177
	起年日	1990 28	1991 17	1985 9	1985 1						1996 27	2002 22	1985 17	1991 2/17
余市	値 (cm)	169	196	173	120	2	—	—	—	—	3	64	133	196
	起年日	2006 19	2006 10	2005 4	2005 1	2011 2					1984 28	1998 21	2005 29	2006 2/10
蘭越	値 (cm)	179	200	188	132	—	—	—	—	—	3	40	148	200
	起年日	2006 22	1988 21	2005 3	1984 2						2004 27	1999 30	2005 30	1988 2/21
俱知安	値 (cm)	236	262	312	256	38	—	—	—	—	47	119	203	312
	起年日	1970 31	1970 23	1970 25	1970 1	1970 1					1950 26	1953 25	1956 24	1970 3/25
赤井川	値 (cm)	185	248	230	183	32	—	—	—	—	8	72	134	248
	起年日	2005 26	1991 17	2015 13	2005 1	2006 1					2010 27	1998 21	2005 29	1991 2/17

(注) 統計期間は、寿都は 1884 年 6 月～2021 年 4 月、共和は 1984 年 10 月～2021 年 4 月（移転前の値を含む。）、余市・蘭越は 1981 年 10 月～2021 年 4 月、倶知安 1944 年 1 月～2021 年 4 月、赤井川は 1988 年 10 月～2021 年 4 月

2. 風配図

(1) 泊発電所周辺風配図

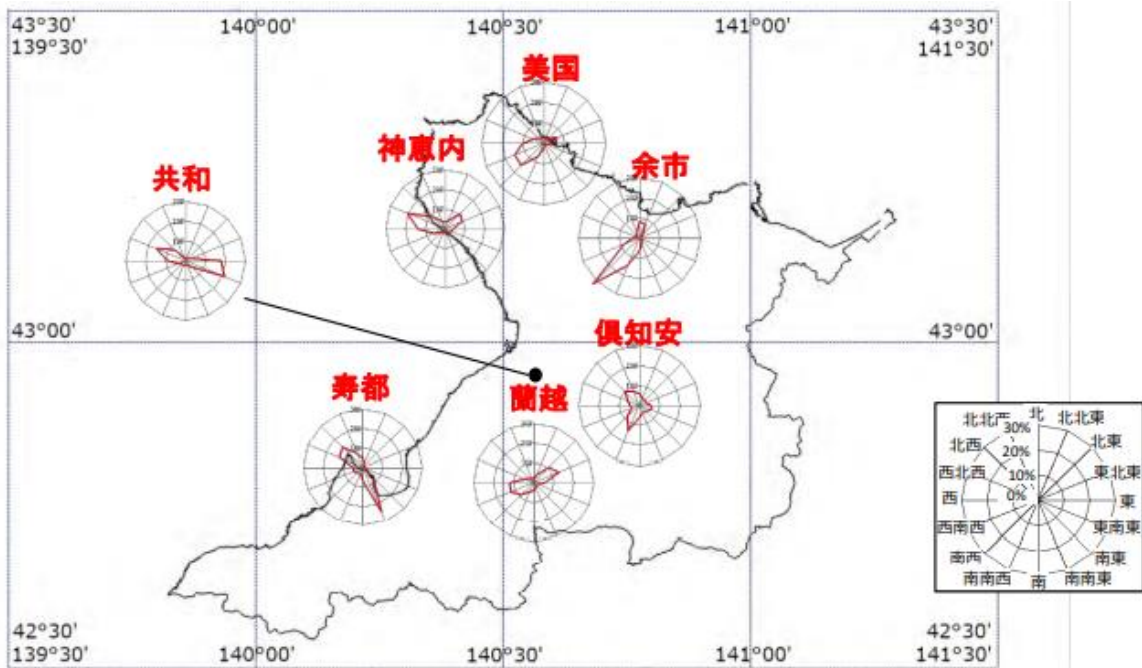
令和2年度 道原子力環境センター調べ



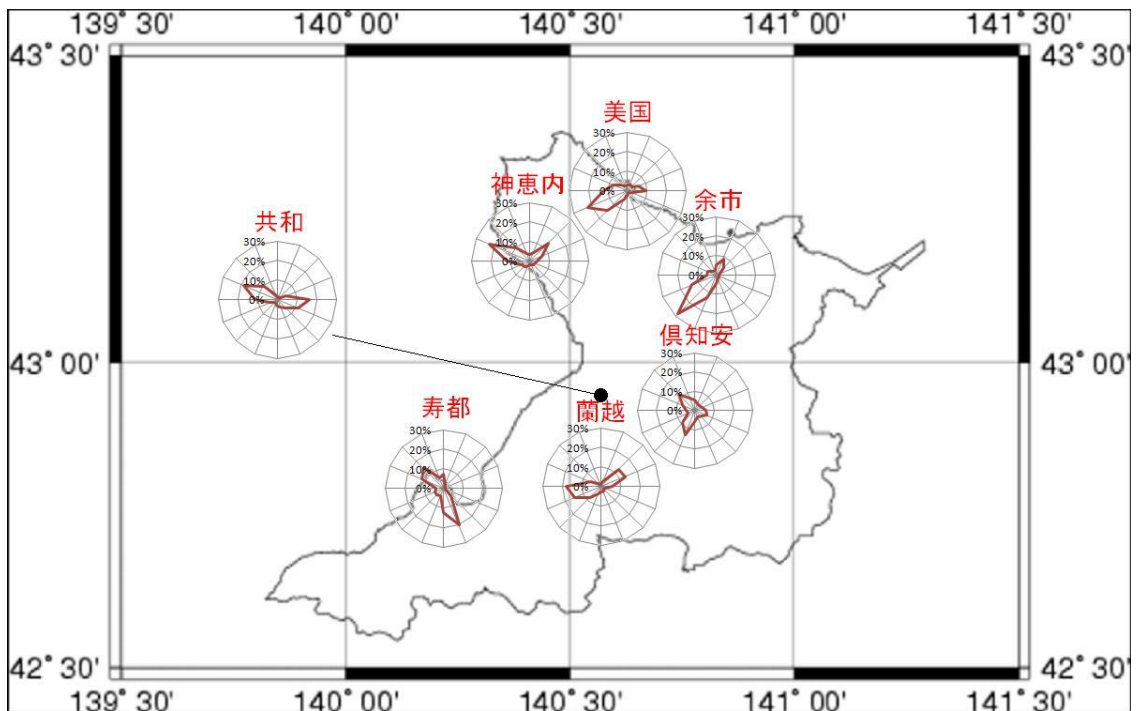
項目	道	北電
モニタリングステーション	■	□
モニタリングポスト	●	
気象観測局	★	☆

(2) 周辺風配図

ア 年間風配図 (令和2年) 差し替え必要



イ 累年風配図 (昭和56年～平成22年)



第3章 緊急事態応急対策

資料3-1-1 泊発電所異常事態通報様式

警戒事態該当事象発生連絡

(第 報)

原子力規制委員会 殿 北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者 連絡者名 _____ 連絡先 _____	
警戒事態該当事象連絡 警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。	
原子力事業所の名称及び場所	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1
警戒事態該当事象の発生箇所	泊発電所 号機
警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分(24時間表示)
発生した警戒事態該当事象の概要	警戒事態該当事象の種類 <input type="checkbox"/> (AL11) 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> (AL21) 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> (AL24) 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL25) 非常用交流高圧母線の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL29) 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> (AL30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL31) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL42) 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL51) 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL52) 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> (AL53) 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的事象による影響(□地震、□津波、□設計基準超過、□委員長判断) <input type="checkbox"/> 重要な故障等(オンサイト統括判断)
	想定される原因 故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中 その他()
	原子炉の運転状態 発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) E C C Sの作動状態 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 排気筒 主排気筒モニタの指示値(3号機は排気筒モニタ) 確認中、変化無し、変化有り (c p m → c p m) 非常用排気筒モニタの指示値(3号機は当該設備が無いため記入不要) 確認中、変化無し、変化有り (c p m → c p m) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り (最大値: n G y / h → n G y / h) 放水口ポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り (c p m → c p m) その他
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
 特定事象発生通報(原子炉施設)

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第 1 0 条 通 報

北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者
 通報者名
 連絡先

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所	名称：北海道電力株式会社 泊発電所（事業区分：電気事業） 場所：北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上 2 1 9 番地 1																									
特定事象の発生箇所	泊発電所 号機																									
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24時間表示）																									
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</u></td> <td style="text-align: center;"><u>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</u></td> </tr> <tr> <td> ※ □(SE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇 ※ □(SE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 ※ □(SE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 ※ □(SE06) 施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ □(SE21) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 □(SE24) 蒸気発生器給水機能の喪失 □(SE25) 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 □(SE27) 直流電源の部分喪失 ※ □(SE29) 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※ □(SE30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 ※ □(SE31) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 □(SE41) 格納容器健全性喪失のおそれ ※ □(SE42) 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ □(SE43) 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 ※ □(SE51) 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 □(SE52) 所内外通信連絡機能の全て喪失 □(SE53) 火災・溢水による安全機能の一部喪失 ※ □(SE55) 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 （注記：※は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す） </td> <td> ※ □(GE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇 ※ □(GE02[SE02]) 通常放出経路での気体放射性物質の放出 ※ □(GE03[SE03]) 通常放出経路での液体放射性物質の放出 ※ □(GE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 ※ □(GE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 ※ □(GE06) 施設内(原子炉外)での臨界事故 ※ □(GE11) 全ての原子炉停止操作の失敗 ※ □(GE21) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 ※ □(GE24) 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能 ※ □(GE25) 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失 ※ □(GE27) 全直流電源の5分間以上喪失 ※ □(GE28) 炉心損傷の検出 ※ □(GE29) 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※ □(GE30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ※ □(GE31) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ※ □(GE41) 格納容器圧力の異常上昇 ※ □(GE42) 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ ※ □(GE51) 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 ※ □(GE55) 住民の避難を開始する必要がある事象発生 </td> </tr> </table>	<u>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</u>	<u>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</u>	※ □(SE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇 ※ □(SE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 ※ □(SE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 ※ □(SE06) 施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ □(SE21) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 □(SE24) 蒸気発生器給水機能の喪失 □(SE25) 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 □(SE27) 直流電源の部分喪失 ※ □(SE29) 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※ □(SE30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 ※ □(SE31) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 □(SE41) 格納容器健全性喪失のおそれ ※ □(SE42) 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ □(SE43) 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 ※ □(SE51) 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 □(SE52) 所内外通信連絡機能の全て喪失 □(SE53) 火災・溢水による安全機能の一部喪失 ※ □(SE55) 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 （注記：※は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す）	※ □(GE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇 ※ □(GE02[SE02]) 通常放出経路での気体放射性物質の放出 ※ □(GE03[SE03]) 通常放出経路での液体放射性物質の放出 ※ □(GE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 ※ □(GE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 ※ □(GE06) 施設内(原子炉外)での臨界事故 ※ □(GE11) 全ての原子炉停止操作の失敗 ※ □(GE21) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 ※ □(GE24) 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能 ※ □(GE25) 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失 ※ □(GE27) 全直流電源の5分間以上喪失 ※ □(GE28) 炉心損傷の検出 ※ □(GE29) 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※ □(GE30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ※ □(GE31) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ※ □(GE41) 格納容器圧力の異常上昇 ※ □(GE42) 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ ※ □(GE51) 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 ※ □(GE55) 住民の避難を開始する必要がある事象発生																				
	<u>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</u>	<u>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</u>																								
※ □(SE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇 ※ □(SE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 ※ □(SE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 ※ □(SE06) 施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ □(SE21) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 □(SE24) 蒸気発生器給水機能の喪失 □(SE25) 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 □(SE27) 直流電源の部分喪失 ※ □(SE29) 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※ □(SE30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 ※ □(SE31) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 □(SE41) 格納容器健全性喪失のおそれ ※ □(SE42) 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ □(SE43) 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 ※ □(SE51) 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 □(SE52) 所内外通信連絡機能の全て喪失 □(SE53) 火災・溢水による安全機能の一部喪失 ※ □(SE55) 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 （注記：※は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す）	※ □(GE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇 ※ □(GE02[SE02]) 通常放出経路での気体放射性物質の放出 ※ □(GE03[SE03]) 通常放出経路での液体放射性物質の放出 ※ □(GE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 ※ □(GE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 ※ □(GE06) 施設内(原子炉外)での臨界事故 ※ □(GE11) 全ての原子炉停止操作の失敗 ※ □(GE21) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 ※ □(GE24) 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能 ※ □(GE25) 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失 ※ □(GE27) 全直流電源の5分間以上喪失 ※ □(GE28) 炉心損傷の検出 ※ □(GE29) 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※ □(GE30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ※ □(GE31) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ※ □(GE41) 格納容器圧力の異常上昇 ※ □(GE42) 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ ※ □(GE51) 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 ※ □(GE55) 住民の避難を開始する必要がある事象発生																									
想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中 その他()																									
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	<table border="0"> <tr> <td>原子炉の運転状態</td> <td colspan="2">発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗)</td> </tr> <tr> <td>ECCSの作動状態</td> <td colspan="2">作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td colspan="2">主排気筒モニタの指示値(3号機は排気筒モニタ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>確認中、変化無し、変化有り(</td> <td>cpm→ cpm)</td> </tr> <tr> <td>非常用排気筒モニタの指示値(3号機は当該設備が無いため記入不要)</td> <td>確認中、変化無し、変化有り(</td> <td>cpm→ cpm)</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポストの指示値</td> <td>確認中、変化無し、変化有り(最大値:</td> <td>nGy/h→ nGy/h)</td> </tr> <tr> <td>放水口ポストの指示値</td> <td>確認中、変化無し、変化有り(</td> <td>cpm→ cpm)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		原子炉の運転状態	発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗)		ECCSの作動状態	作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗		排気筒	主排気筒モニタの指示値(3号機は排気筒モニタ)			確認中、変化無し、変化有り(cpm→ cpm)	非常用排気筒モニタの指示値(3号機は当該設備が無いため記入不要)	確認中、変化無し、変化有り(cpm→ cpm)	モニタリングポストの指示値	確認中、変化無し、変化有り(最大値:	nGy/h→ nGy/h)	放水口ポストの指示値	確認中、変化無し、変化有り(cpm→ cpm)	その他		
原子炉の運転状態	発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗)																									
ECCSの作動状態	作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗																									
排気筒	主排気筒モニタの指示値(3号機は排気筒モニタ)																									
	確認中、変化無し、変化有り(cpm→ cpm)																								
非常用排気筒モニタの指示値(3号機は当該設備が無いため記入不要)	確認中、変化無し、変化有り(cpm→ cpm)																								
モニタリングポストの指示値	確認中、変化無し、変化有り(最大値:	nGy/h→ nGy/h)																								
放水口ポストの指示値	確認中、変化無し、変化有り(cpm→ cpm)																								
その他																										

その他特定事象の把握に参考となる情報	
--------------------	--

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 特定事象発生通報(事業所外運搬)

(第 報)

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿 北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">第 1 0 条 通 報</div> 通報者名 _____ 連絡先 _____	
事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。	
原子力事業所の名称 及び場所	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1
特定事象の発生箇所	
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分(24時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</div> ※ <input type="checkbox"/> (XSE61) 事業所外運搬での放射線量率の上昇 ※ <input type="checkbox"/> (XSE62) 事業所外運搬での放射性物質漏えい <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</div> ※ <input type="checkbox"/> (XGE61) 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 ※ <input type="checkbox"/> (XGE62) 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい <small>(注記: ※は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</small>
	想定される原因 火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中 その他()
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等

その他特定事象の 把握に参考となる情報	
------------------------	--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

警戒事態該当事象発生後の経過連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会 殿

警戒事態該当事象 発生後の経過連絡

北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者

連絡者名 _____

連絡先 _____

原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。

原子力事業所の名称 及び場所	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1
警戒事態該当事象の発生箇所(注1)	泊発電所 号機
警戒事態該当事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分(24時間表示)
警戒事態該当事象の種類(注1)	
発生事象と対応の概要 (注2)	

その他事項の対応 (注3)	
------------------	--

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

応急措置の概要（原子炉施設）

（第 報）

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者

第25条報告

報告者名

連絡先

原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称及び場所	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1
特定事象の発生箇所 (注1)	泊発電所 号機
特定事象の発生時刻 (注1)	年 月 日 時 分(24時間表示)
特定事象の種類 (注1)	

発生事象と対応の概要 (注2)	(対応日時、対応の概要) ※添付の有・無
その他の事項の対応 (注3)	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等に

応急措置の概要（泊発電所 号機）

（原子炉施設）

1. プラント状況				(確認時刻: 月 日 時 分)					
原子炉出力(中性子束)		%	外部電源受電	有・無					
1次冷却材圧力		MPa (gage)	非常用交流発電機受電	有・無・不要					
加圧器水位		%	蒸気発生器による冷却	有・無・不要					
原子炉水位		%	原子炉容器注水	有・無・不要					
格納容器圧力		kPa (gage)	格納容器注水	有・無・不要					
炉心出口温度(最高値)		℃							
格納容器内水素濃度(ドライ値)		Vol%							
炉心損傷	有・無								
格納容器最高使用圧力	未満・以上・2倍以上								
2. 放射性物質放出見通し				(評価時刻: 月 日 時 分)					
放出開始予測時刻	月 日 時 分頃								
特記事項									
3. 放射性物質放出状況(放出有りの場合に記載)				(評価時刻: 月 日 時 分)					
放出開始時刻	月	日	時 分頃	放出箇所					
放出停止時刻	月	日	時 分頃	放出高さ(地上高)	m				
放出実績評価	評価時点の放出率			評価時刻までの放出量					
希ガス	Bq/h			Bq					
ヨウ素	Bq/h			Bq					
その他(核種:)	Bq/h			Bq					
4. モニタ・気象情報				(確認時刻 月 日 時 分)					
排気筒ガスモニタ		主排気筒 (注1)		cpm		非常用排気筒 (注2)		cpm	
モニタリング ポスト・ス テーション	名称	EPO-1	EPO-2	EPO-3	EPO-4	EMS-1	EPO-5	EPO-6	EPO-7
	μ Sv/h								
気象情報		天候					風向		
		風速			m/s		大気安定度		
(注1) 3号機は排気筒モニタ、(注2) 3号機は当該設備が無いため記入不要									
5. その他									

応急措置の概要(事業所外運搬)

(第 報)

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者

第 2 5 条報告

報告者名

連絡先

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称 及び場所	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1
特定事象の発生箇所 (注 1)	都道府県 市町村 (海上の場合 ; 沖合 km)
特定事象の発生時刻 (注 1)	年 月 日 時 分(24時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	
発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時、対応の概要) ※添付の有・無
その他の事項の対応 (注 3)	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

応急措置の概要（輸送容器状況）

1. 輸送容器状況		(確認時刻: 月 日 時 分)			
事故発生時の状況	輸送物		使用容器		
	出発地		到着予定地		
	輸送手段				
現在の状況	火災の有無	有・可能性有 無・不明	爆発の有無	有・可能性有 無・不明	
	漏えいの有無	有・可能性有 無・不明			
	特記事項				
2. 放射線量状況		(確認時刻: 月 日 時 分)			
距離・場所					
nSv/h					
μSv/h					
3. 放射性物質放出状況等（放出、漏えい有りの場合に記載）		(確認時刻: 月 日 時 分)			
放出、漏えい 開始時刻	日 : 頃	放出、漏えい 停止時刻	日 : 頃		
放出、漏えい箇所					
4. その他					
気象・海象状況等					

参考1 警戒事象、原災法第10条第1項及び原災法第15条第1項に該当する事象の整理表

EAL No.	警戒事象	EAL No.	原災法第10条第1項	EAL No.	原災法第15条第1項
—	—	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇
—	—	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出
—	—	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出
—	—	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出
—	—	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出
—	—	SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故
AL11	原子炉停止機能の異常のおそれ	—	—	GE11	原子炉停止の失敗又は停止確認不能
AL21	原子炉冷却材の漏えい	SE21	原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動	GE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能
AL24	蒸気発生器給水機能喪失のおそれ	SE24	蒸気発生器給水機能の喪失	GE24	蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能
AL25	全交流電源喪失のおそれ	SE25	全交流電源の30分以上喪失	GE25	全交流電源の1時間以上喪失
AL26	全交流電源喪失のおそれ(旧基準炉)	SE26	全交流電源の5分以上喪失(旧基準炉)	GE26	全交流電源の30分以上喪失(旧基準炉)
—	—	SE27	直流電源の部分喪失	GE27	全直流電源の5分以上喪失
—	—	—	—	GE28	炉心損傷の検出
AL29	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	SE29	停止中の原子炉冷却機能の喪失	GE29	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失
AL30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出
—	—	SE41	格納容器健全性喪失のおそれ	GE41	格納容器圧力の異常上昇
AL42	単一障壁の喪失又は喪失可能性	SE42	2つの障壁の喪失又は喪失可能性	GE42	2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失可能性
—	—	SE43	原子炉格納容器圧力逃し装置の使用	—	—
AL51	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	SE51	原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	GE51	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失
AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52	所内外通信連絡機能の全て喪失	—	—
AL53	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	—	—
—	外的事象による影響(地震)	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生
—	外的事象による影響(津波)	—	—	—	—
—	重要な故障等(オンサイト統括補佐判断)	—	—	—	—
—	外的事象による影響(設計基準超過)	—	—	—	—
—	外的事象による影響(委員長判断)	—	—	—	—
—	—	XSE61	事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇
—	—	XSE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい

EAL No. はBWR及びPWR共通のため、BWR特有事象で使用する番号は、欠番となる。

資料 3 - 1 - 2 原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象の連絡基準

通 報 基 準
<p><u>原子炉停止機能の異常のおそれ (AL11)</u> 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 (原子力災害対策指針表2 (以下「指針表2」という。) 警戒事態を判断するEAL①)</p>
<p><u>原子炉冷却材の漏えい (AL21)</u> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 (指針表2 警戒事態を判断するEAL②)</p>
<p><u>蒸気発生器給水機能喪失のおそれ (AL24)</u> 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 (指針表2 警戒事態を判断するEAL③)</p>
<p><u>全交流電源喪失のおそれ (AL25)</u> <u>全交流電源喪失のおそれ (旧基準炉 (AL26))</u> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 (指針表2 警戒事態を判断するEAL④)</p>
<p><u>停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL29)</u> 原子炉の停止中に1つの余熱除去ポンプの機能が喪失すること。 (指針表2 警戒事態を判断するEAL⑤)</p>
<p><u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (AL30)</u> 使用済燃料ピットの水位が一定の水位まで低下すること。 (指針表2 警戒事態を判断するEAL⑥)</p>
<p><u>単一障壁の喪失又は喪失可能性 (AL42)</u> 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 (指針表2 警戒事態を判断するEAL⑩)</p>
<p><u>原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL51)</u> 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 (指針表2 警戒事態を判断するEAL⑦)</p>
<p><u>所内外通信連絡機能の一部喪失 (AL52)</u> 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 (指針表2 警戒事態を判断するEAL⑧)</p>
<p><u>重要区域での火災・溢水による安全昨日の一部喪失のおそれ (AL53)</u> 重要区域*において、火災又は溢水が発生し、安全機器等*の機能の一部が喪失するおそれがあること。 (指針表2 警戒事態を判断するEAL⑨) ※安全上重要な構築物、系統又は機器 (以下「安全機器等」という。) を設置する区域であって、「別表 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」に示すものをいう。</p>

通 報 基 準

外的事象による影響（地震）

後志総合振興局管内において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合
(指針表 2 警戒事態を判断する EAL ⑪)

外的事象による影響（津波）

泊発電所の前面海域において、大津波警報が発表された場合
(指針表 2 警戒事態を判断する EAL ⑫)

重要な故障等（オンサイト統括補佐判断）

オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合
(指針表 2 警戒事態を判断する EAL ⑬)

外的事象による影響（設計基準超過）

泊発電所において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山等）が発生した場合（超えるおそれがある場合を含む。）
(指針表 2 警戒事態を判断する EAL ⑭)

外的事象による影響（委員長判断）

その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合
(指針表 2 警戒事態を判断する EAL ⑮)

別表 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧

安全機器名	重要区域	1・2号機	3号機
原子炉トリップ遮断器盤	原子炉トリップ遮断器室	○	○
安全保護系	安全系継電器室	○	—
	安全系計装盤室	—	○
燃料取替用水タンク	燃料取替用水タンク室	○	—
燃料取替用水ピット	燃料取替用水ピット	—	○
蓄圧タンク	原子炉格納容器	○	○
高圧注入ポンプ	高圧注入ポンプ室	○	○
余熱除去ポンプ	余熱除去ポンプ室	○	○
余熱除去冷却器	余熱除去冷却器室	○	○
格納容器スプレイポンプ	格納容器スプレイポンプ室	○	○
格納容器スプレイ冷却器	格納容器スプレイ冷却器室	○	○
ほう酸ポンプ	ほう酸ポンプ室	○	○
ほう酸タンク	ほう酸タンク室	○	○
補助給水タンク	補助給水タンク設置場所	○	—
補助給水ピット	補助給水ピット	—	○
電動補助給水ポンプ	電動補助給水ポンプ室	○	○
タービン動補助給水ポンプ	タービン動補助給水ポンプ室	○	○
充てんポンプ	充てんポンプ室	○	○
原子炉補機冷却水ポンプ	原子炉補機冷却水ポンプ設置場所	○	○
原子炉補機冷却水冷却器	原子炉補機冷却水冷却器設置場所	○	○
原子炉補機冷却海水ポンプ	原子炉補機冷却海水ポンプ設置場所	○	○
制御用空気圧縮機	制御用空気圧縮機室	○	○
使用済燃料ピット	使用済燃料ピットエリア	○	○
使用済燃料ピットポンプ	使用済燃料ピットポンプ室	○	○
使用済燃料ピット冷却器	使用済燃料ピット冷却器室	○	○
ディーゼル発電機	ディーゼル発電機室、ディーゼル発電機制御盤室、燃料油サービスタンク室、燃料油貯油槽	○	—
	ディーゼル発電機建屋、ディーゼル発電機制御盤室、燃料油サービスタンク室、燃料油貯油槽	—	○
主蒸気逃がし弁/安全弁	主蒸気管室	○	○
所内非常用高圧母線	安全補機開閉器室	○	○

安全機器名	重要区域	1・2号機	3号機
安全系蓄電池	安全系蓄電池室	○	○
安全系充電器	安全系充電器室	○	—
	安全補機開閉器室	—	○
安全予備充電器	安全系予備充電器室	○	—
予備充電基盤	常用系インバーター室	—	○
非常用直流母線	安全系原子炉コントロールセンター室	○	—
	安全補機開閉器室	—	○
所内変圧器	所内変圧器設置場所	○	○
起動変圧器	起動変圧器設置場所	○	—
予備変圧器	予備変圧器設置場所	○	○
代替用非常用発電機	代替用非常用発電機設置場所	○	○
主盤	中央制御室	○	—
原子炉補助盤	中央制御室	○	—
運転コンソール	中央制御室	—	○
指令コンソール	中央制御室	—	○
保守コンソール	中央制御室	—	○
中央制御室外原子炉停止盤	中央制御室外原子炉停止盤室	○	○
換気空調系集中現場盤	中央制御室外原子炉停止盤室	○	○

資料3-1-3 原災法第10条第1項に基づく通報基準

通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）
<p><u>敷地境界付近の放射線量の上昇（SE01）</u></p> <p>原災法第11条第1項に該当する放射線測定設備の1つ又は2つ以上について1時間当たり5μSvを検出したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、1時間当たり5μSv以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。 また、当該放射線測定設備の1つ又は2つ以上について、1時間当たり1μSv以上の放射線量を検出したときは、中性子線の放射線量とを合計する。 <p>（原子力災害対策指針表2（以下「指針表2」という。）施設敷地緊急事態を判断するEAL⑬）</p>
<p><u>通常放出経路での気体放射性物質の放出（SE02）</u></p> <p>排気筒その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり5μSvに相当）以上の放射性物質を10分以上継続して検出したとき。</p> <p>（指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑬）</p>
<p><u>通常放出経路での液体放射性物質の放出（SE03）</u></p> <p>放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり5μSvに相当）以上の放射性物質を10分以上継続して検出したとき。</p> <p>（指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑬）</p>
<p><u>火災爆発等による管理区域外での放射線の放出（SE04）</u></p> <p>火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理区域外の場所において、1時間当たり50μSv以上の放射線量を10分以上継続して検出したとき。 <p>（指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑬）</p>
<p><u>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出（SE05）</u></p> <p>火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理区域外の場所において、空气中濃度限度の50倍（1時間当たり5μSvに相当）以上の放射性物質を検出したとき。 <p>（指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑬）</p>
<p><u>施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ（SE06）</u></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあるとき。</p> <p>（指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑬）</p>
<p><u>原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動（SE21）</u></p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>（指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL①）</p>
<p><u>蒸気発生器給水機能の喪失（SE24）</u></p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>（指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL②）</p>
<p><u>全交流電源の30分以上喪失（SE25）</u></p> <p><u>全交流電源の5分以上喪失（旧基準炉）（SE26）</u></p> <p>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十七条第一項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>（指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL③）</p>
<p><u>直流電源の部分喪失（SE27）</u></p> <p>非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>（指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL④）</p>

通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）
<p><u>停止中の原子炉冷却機能の喪失（SE29）</u> 原子炉の停止中にすべての余熱除去ポンプの機能が喪失すること。 （指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑤）</p>
<p><u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（SE30）</u> 使用済燃料ピットの水位を維持できないこと又は当該ピットの水位を維持できていないおそれがある場合において、当該ピットの水位を測定できないこと。 （指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑥）</p>
<p><u>格納容器健全性喪失のおそれ（SE41）</u> 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 （指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑩）</p>
<p><u>2つの障壁の喪失又は喪失可能性（SE42）</u> 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくはの原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合に場において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 （指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑫）</p>
<p><u>原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用（SE43）</u> 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 （指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑪）</p>
<p><u>原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失（SE51）</u> 中央制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料ピットに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 （指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑦）</p>
<p><u>所内外通信連絡機能の全て喪失（SE52）</u> 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 （指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑧）</p>
<p><u>火災・溢水による安全機能の一部喪失（SE53）</u> 火災又は溢水が発生し、安全機器等*の機能の一部が喪失すること。 （指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑨） ※安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、「資料3-1-2 別表 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」に示すものをいう。</p>
<p><u>防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生（SE55）</u> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 （指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑭）</p>
<p><u>事業所外運搬での放射線量率の上昇（XSE61）</u> 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で100μSv/h以上の放射線量を検出したとき。 （事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない。）</p>
<p><u>事業所外運搬での放射性物質漏えい（XSE62）</u> 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器（L型、IP-1型を除く。）からの放射性物質の漏えいがあったとき。 （事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない。）</p>

資料3-1-4 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準

通報基準（全面緊急事態に該当する事象）
<p><u>敷地境界付近の放射線量の上昇（GE01）</u></p> <p>原災法第11条第1項に該当する放射線測定設備の2つ以上について1時間当たり5μSvを検出するか又は一地点について1時間当たり5μSvを10分以上継続して検出したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、1時間当たり5μSv以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。 <p>（指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑫）</p>
<p><u>通常放出経路での気体放射性物質の放出（GE02）</u></p> <p>排気筒その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり5μSvに相当）以上の放射性物質を10分以上継続して検出したとき。</p> <p>（指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑫）</p>
<p><u>通常放出経路での液体放射性物質の放出（GE03）</u></p> <p>放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり5μSvに相当）以上の放射性物質を10分以上継続して検出したとき。</p> <p>（指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑫）</p>
<p><u>火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出（GE04）</u></p> <p>火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理区域外の場所において、1時間当たり5mSv以上の放射線量を10分以上継続して検出したとき。 <p>（指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑫）</p>
<p><u>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出（GE05）</u></p> <p>火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理区域外の場所において、空气中濃度限度の50倍に100を乗じた濃度（1時間当たり500μSvに相当）以上の放射性物質を検出したとき。 <p>（指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑫）</p>
<p><u>施設内（原子炉外）での臨界事故（GE06）</u></p> <p>原子炉運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあるとき。</p> <p>（指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑫）</p>
<p><u>原子炉停止の失敗又は停止確認不能（GE11）</u></p> <p>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>（指針表2 全面緊急事態を判断するEAL①）</p>
<p><u>原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能（GE21）</u></p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>（指針表2 全面緊急事態を判断するEAL②）</p>
<p><u>蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能（GE24）</u></p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>（指針表2 全面緊急事態を判断するEAL③）</p>

通報基準（全面緊急事態に該当する事象）
<p><u>全交流電源の1時間以上喪失（GE 2 5）</u> <u>全交流電源の30分以上喪失（旧基準炉）（GE 2 6）</u> 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十七条第一項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。 （指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑤）</p>
<p><u>全直流電源の5分以上喪失（GE 2 7）</u> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 （指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑥）</p>
<p><u>炉心損傷の検出（GE 2 8）</u> 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 （指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑦）</p>
<p><u>停止中の原子炉冷却機能の完全喪失（GE 2 9）</u> 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水タンク（1、2号）／燃料取替用水ピット（3号）からの注水ができないこと。 （指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑧）</p>
<p><u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（GE 3 0）</u> 使用済燃料ピットの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2mの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該ピットの水位を測定できないこと。 （指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑨）</p>
<p><u>格納容器圧力の異常上昇（GE 4 1）</u> 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 （指針表2 全面緊急事態を判断するEAL④）</p>
<p><u>2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失可能性（GE 4 2）</u> 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 （指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑪）</p>
<p><u>原子炉制御室の機能喪失・警報喪失（GE 5 1）</u> 中央制御室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 （指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑩）</p>
<p><u>住民の避難を開始する必要がある事象発生（GE 5 5）</u> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 （指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑬）</p>
<p><u>事業所外運搬での放射線量率の異常上昇（XGE 6 1）</u> 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で10mSv/h以上の放射線量を検出したとき。 （事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない。）</p>
<p><u>事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい（XGE 6 2）</u> 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器（IP型を除く）から、放射性物質の種類に応じてA2値等の漏えいがあったとき。 （事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない。）</p>

資料 3 - 2 - 1 赤井川村災害対策本部条例

〔 昭和 37 年 12 月 25 日
条例第 17 号 〕

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 6 項の規定に基づき、赤井川村災害対策本部（以下「本部」という）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総理し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他職員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(班)

第 3 条 本部長は、必要を認めるときは、本部に班を置くことができる。

- 2 班に属すべき本部員、その他職員は、本部長が指名する。
- 3 班にそれぞれ班長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 班長は、班の事務を掌理する。

(本部長への委任)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

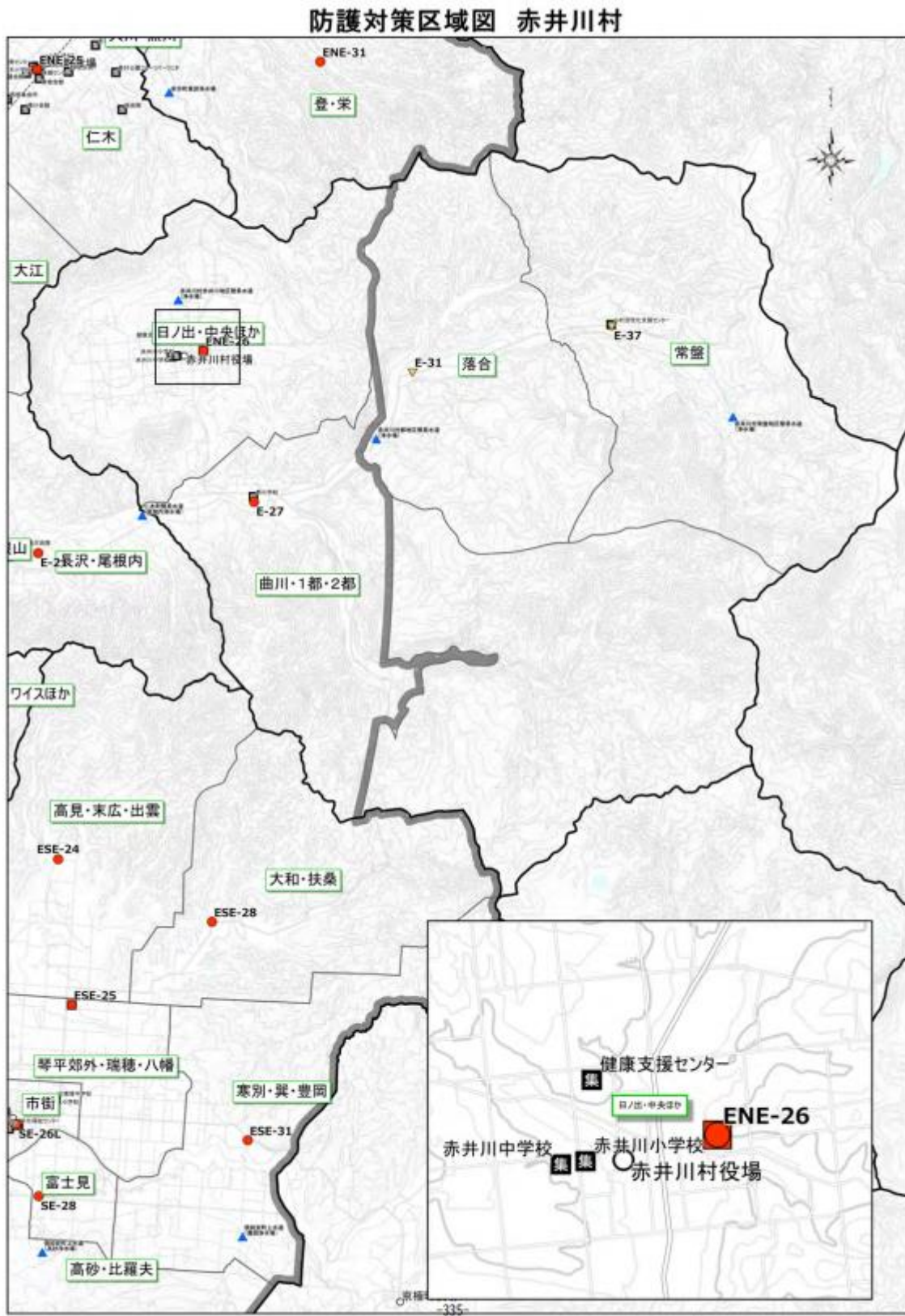
附 則

この条例は、昭和 38 年 1 月 1 日から施行する。

資料 3-5-1 緊急時における防護措置の概要



資料 3-5-2 防護対策区域図



資料 3-5-3 避難先

(UPZ)

(令和3年4月1日現在)

一時滞在場所	避難先※
赤井川村：キロロリゾート	赤井川村：キロロリゾート (1,652人) [一時滞在場所を兼ねる。]

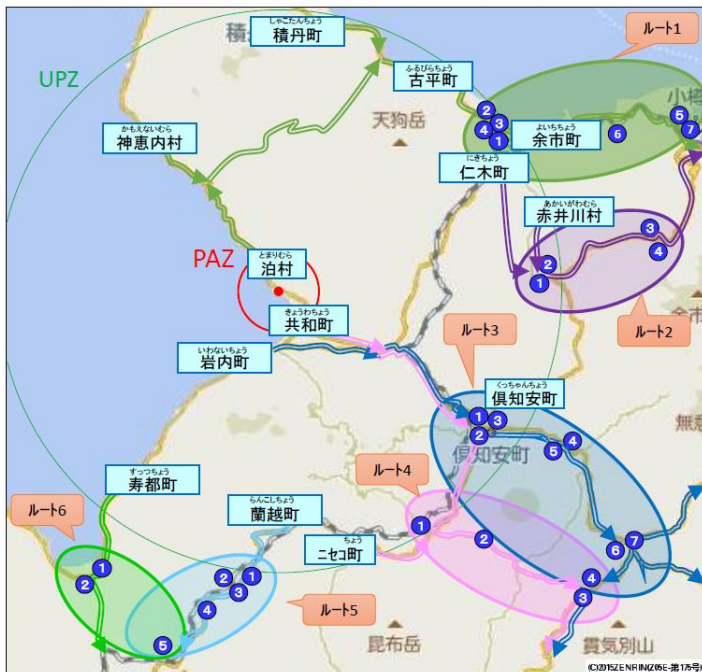
※ () は受入可能人数

資料 3-5-4 避難経路



資料：泊地域の緊急時対応（全体版）（平成28年9月2日 内閣府政策統括官（原子力防災担当）泊地域原子力防災協議会）より一部抜粋

資料 3-5-5 避難退域時検査場所候補地一覧



ルート	検査場所	避難元町村
1	①余市農道離着陸場②中央水産試験場③余市河口漁港④道の駅「ペーパ・アールよいち」⑤おたるマツ広場⑥小樽塩谷に⑦藤袴津頭荷さばき地	泊村、神恵内村、積丹町、古平町、余市町
2	①都運動公園(赤井川村)②道の駅あかいがわ③赤井川村山生活性化支援センター(和泊リゾート入口)④和泊リゾート	仁木町、赤井川村
3	①徳志総合振興局②倶知安町中央公園③旧東陵中学校④京極町総合体育館⑤京極スリーパーク⑥喜茂別町市民公園⑦喜茂別町農村環境改善センター、【再掲】ルズツリゾート	岩内町、倶知安町
4	①道の駅「ニセコ・アサリ」・ニセ町運動公園②羊蹄山自然公園③道の駅「230ルズツ」④ルズツリゾート	共和町、ニセ町
5	①道の駅「らんこしふるさとの丘」②旧目名小学校③蘭越町田下PA④黒松内町白井PA⑤道の駅「黒松内」	蘭越町
6	①灌路小学校②ゆべつゆ、【再掲】道の駅「黒松内」	寿都町

- ・ 避難退域時検査場所については、原子力災害時において、事故の規模や避難指示を受けた町村の対象区域及び対象人口、複合災害の状況などに応じ、道が次の候補地リストの中から選定することを基本とする。
- ・ 選定に当たっては、30km 圏境界に位置する自治体内の候補地を優先するが、当該候補地の所存区域に避難指示が出された場合や当該施設等が複合災害による被害を受けた場合などは、30km 圏外自治体の候補地を選定することとなる。また、状況によっては、学校など他の公共施設や別ルート候補地から選定することもある。

資料 3-5-6 浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数

1. 家庭内及び個人が利用可能なものによって口及び鼻の保護を行った場合の1～5 μmの微粒子に対する除去効率

物質	折りたたみ数	除去効率 (%)
男性用木綿ハンカチーフ	16	94.2
トイレトペーパー	3	91.4
男性用木綿ハンカチーフ	8	88.9
男性用木綿ハンカチーフ	しわくちゃにする	88.1
けばの長い浴用タオル	2	85.1
けばの長い浴用タオル	1	73.9
モスリンのシーツ	1	72.9
ぬれたけばの長い浴用タオル	1	70.2
ぬれた木綿のシャツ	1	65.9
木綿のシャツ	2	65.5
ぬれた女性用木綿ハンカチーフ	4	63.0
ぬれた男性用木綿ハンカチーフ	1	62.6
ぬれた木綿衣服	1	56.3
女性用木綿ハンカチーフ	4	55.5
レイヨンスリッパ	1	50.0
木綿衣服	1	47.6
木綿のシャツ	1	34.6
男性用木綿ハンカチーフ	1	27.5

(注) 一般公衆が家庭内の手近にある布や衣類を使用した場合のエアロゾルの除去効率のめやすを示すものである。

この除去効率は、人の呼吸方法及び衣類の使用方法によって大きく変わるものであることに留意すべきである。

なお、防災業務関係者の保護具としては、専用の防護マスクを準備すべきである。

2. 浮遊放射性物質のガンマ線による被ばくの低減係数

場 所	低減係数
屋外	1.0
自動車内	1.0
木造家屋	0.9
石造り建物	0.6
木造家屋の地下室	0.6
石造り建物の地下室	0.4
大きなコンクリート建物（扉及び窓から離れた場合）	0.2 以下

3. 沈着した放射性物質のガンマ線による被ばくの低減係数

場 所	低減係数
理想的な平滑な面上 1 m（無限の広さ）	1.00
通常土地の条件下で地面から 1 m の高さ	0.70
平屋あるいは 2 階建ての木造家屋	0.40
平屋あるいは 2 階建てのブロックあるいは煉瓦造りの家屋	0.20
その地下室	0.10 以下
各階が約 450～900 m ² の面積の 3～4 階建て建物 1 階及び 2 階	0.05
その地下室	0.01
各階の面積が約 900 m ² 以上の多層建築物上層	0.01
その地下室	0.005

資料：原子力安全委員会：原子力施設等の防災対策について（付属資料）より

[参考文献]

Planning For Off-Site Response to Radiation Accidents in Nuclear Facilities
(IAEA-TECDOC-225)

資料 3-5-7 村職員・消防職（団）員数等

(令和3年4月1日現在)

町 村 名	職員数（人）		消防職員（人）	消防団員（人）
		うち女子職員		
赤井川村	45	12	(赤井川支署 13)	(赤井川消防団 50)
北後志消防組合	—	—	114	—

(注) 消防組合職員数の合計は、村以外の支署等を含む。

資料 3-5-8 農林水産物関係の防災対策に当たる職員等

	本庁	総合振興局
農産物	農政部農政課	産業振興部農務課
林産物	水産林務部総務課	産業振興部林務課
水産物		産業振興部水産課

資料 3-7-1 緊急輸送車両状況

1. バス

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

機 関 名	所 在 地	電話番号	輸送定員	台数 (台)	乗車可能 人員(人)	備 考
(有)赤井川ハイヤー	赤井川村字赤井川 93	0135-34-6259	28 人×1 台	1	28	官貸車
(株)キローアソシエイツ	赤井川村字常盤 128-1	0135-34-7111	33 人×3 台 (+立乗 18 名可) 42 人×1 台 (+立乗 38 名可) 53 人×2 台	6	342	
計				7	370	

2. タクシー

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

事 業 所 名	所 在 地	電話番号	輸送定員 (人)	台数 (台)	乗車可能 人員(人)	備 考
(有)赤井川ハイヤー	赤井川村字曲川 5	0135-34-6259	4	1	4	

3. トラック

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

機 関 名	所 在 地	電話番号	台数 (台)	備 考
(有)赤井川運輸	赤井川村字明治 24-2	0135-34-6231	6	

第4章 原子力災害中長期対策

資料4-6-1 被災地住民登録様式

第 号 被災地住民登録票	(ふりがな) 氏名			性別			
	職 業			生年月日	明 大 昭 平 年 月 日生		
	本 籍			年 齡	歳		
	住 所						
	災害発生時の 場 所	(地名番地)					
		屋 内 (木造 コンクリート 石造)			屋 外		
	災害発生直後 の 行 動	災害現場からの距離 (km)					
		0～10分	10～20分	20分～30分	30分～1時間		
		屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外		
		1時間～ 1時間30分	1時間30分 ～2時間	2時間～ 2時間30分	2時間30分 ～3時間		
被ばく程度			未 処 置		処 理 済		
	皮 フ						
	衣 服						
	測定器・測定方法 及び測定者						
除染・その他 措 置 状 況	衣 服	A	B	(携行 支給)			
	身 体	A	B	C	D		
	医療措置	A	B	C	D	E F	
被ばく当時の 急 性 状 況							
避 難 場 所 名	この登録票について 1 この登録票は将来の医療措置や損害補償の際に参考とするものですから大切に保存してください。 2 住所や氏名が変わったときにはすぐその旨を届出てください。 3 この登録票をなくしたり、使用できないときは再交付を申し出てください。 4 この登録票は他人に譲ったり、貸したりしてはなりません。						
避 難 期 間							
そ の 他 参 考 事 項							
発 酵 年 月 日							平成 年 月 日
発 行 者							Ⓔ
(除染その他措置状況欄記載上の注意)							
衣 服	A 更衣せず	B 更衣済					
身 体	A 無処理	B 水による洗浄					
	C 洗剤による洗浄						
	D 特殊洗剤による洗浄						
	医療措置	A 要せず	B 薬品投与				
	C 一般検査	D 精密検査					
	E 治療	F 特殊					